

鳴門市教育振興計画

基本計画

平成19年1月

鳴門市教育委員会

目 次

第3章 基本計画

(1) ころこ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築

ア 共に支えあう地域社会づくりの推進	1
(ア) 現状と課題	1
(イ) 施策の推進方針	1
a 活力ある地域社会の構築と生涯学習の推進	
b 社会教育の振興と家庭教育の支援	
c 学校教育と社会教育の連携	
d 防災教育の推進	
イ 生涯を通じた学習活動の推進	3
(ア) 現状と課題	3
(イ) 施策の推進方針	4
a 学習活動の推進	
b 公民館活動の推進	
c 青少年健全育成の推進	
d あらゆる差別の解消を担いうる青少年の育成	
ウ 読書活動の推進	6
(ア) 現状と課題	6
(イ) 施策の推進方針	7
a 豊かな人生を育む読書活動の推進	
b 市民参加による図書館運営の推進	
c 図書資料及び施設・設備の整備・充実	
エ 生涯スポーツ活動の推進	9
(ア) 現状と課題	9
(イ) 施策の推進方針	9
a 市民スポーツ活動の推進	
b 「総合型地域スポーツクラブ」の推進	
c スポーツ施設の整備・充実	
d 各種競技大会・スポーツ教室の充実	

オ 地域文化の創造と文化財の保護・保存と活用	……	11
（ア）現状と課題	……	11
（イ）施策の推進方針	……	12
a 地域文化の創造		
b 文化財の保護・保存と活用		

（２）共に生きる社会づくりと人権文化の創造

ア 地域に根ざした人権教育・啓発の推進	……	14
（ア）現状と課題	……	14
（イ）施策の推進方針	……	15
イ 豊かなこころを育む人権教育・啓発の推進	……	17
（ア）現状と課題	……	17
（イ）施策の推進方針	……	17
a 生涯を通じた人権教育・啓発		
b 人権教育・啓発の推進方策		
ウ 個別人権課題の解決への取り組みの推進	……	19
（ア）女性	……	19
（イ）子ども	……	20
（ウ）高齢者	……	21
（エ）障害者	……	22
（オ）同和問題	……	23
（カ）アイヌの人々	……	24
（キ）外国人	……	24
（ク）H I V感染者・ハンセン病患者等	……	26
（ケ）刑を終えて出所した人	……	27
（コ）犯罪被害者等	……	27
（サ）インターネットによる人権侵害	……	28
（シ）さまざまな人権課題	……	29

(3) 将来に向かってたくましく生きる子どもの育成

ア 幼稚園、小・中学校教育の充実	30
(ア) 現状と課題	30
(イ) 施策の推進方針	34
a 幼稚園、小・中学校教育の共通した推進方針	
b 幼稚園教育の推進方針	
c 小・中学校教育の推進方針	
イ 高等学校教育の充実	52
(ア) 鳴門市立鳴門工業高等学校の現状	52
a 現状と課題	
b 県立高校の再編統合と市立工業高校とのかかわり	
(イ) 鳴門地域における高等学校教育の将来像	53
ウ 学校(園)の自主性・自律性の確立	54
(ア) 現状と課題	54
(イ) 施策の推進方針	54
a 開かれた学校(園)づくりの推進	
b 学校(園)評議員制度の充実	
c 学校(園)評価システムの導入	
d 教職員の資質・能力の向上と相談体制の充実	
エ 教育制度の充実	56
(ア) 現状と課題	56
(イ) 施策の推進方針	56
a 2学期制の導入	
b 通学区のあり方	
オ 学校(園)の適正規模・適正配置の推進	58
(ア) 現状と課題	58
(イ) 施策の推進方針	58
a 適正規模	
b 適正配置	

(4) 教育環境の整備・充実

ア 教育行政の充実	62
(ア) 現状と課題	62
(イ) 施策の推進方針	62
イ 学校給食の充実と食育の推進	64
(ア) 学校給食の現状と課題及び食育の推進	64
(イ) 施策の推進方針	65
a 食の安全性等の確保	
b 安価で安定した学校給食の提供	
c アレルギー問題や生活習慣病等への取り組み	
d 地産地消と食育の推進	
ウ 教育支援体制の整備・充実	67
(ア) 現状と課題	67
(イ) 施策の推進方針	68
a 教育研究所	
b 青少年センター	
c 地域社会との連携と教育支援	
エ 大学連携の推進	72
(ア) 現状と課題	72
(イ) 施策の推進方針	73
a 幼稚園、小・中学校、高等学校との大学連携	
b 地域との大学連携	
c 社会教育における大学連携	
d 教育委員会との大学連携	
オ 安全で安心な教育環境の整備・充実	75
(ア) 現状と課題	75
(イ) 施策の推進方針	75
a 学校(園)施設の整備・充実	
b 学校(園)の防犯対策	
c 健康・安全面への対応	
資料 用語解説	77

第3章 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた基本方針や施策の基本的方向の実現に向けて、教育の現状と課題を明らかにし、今後の施策の推進方針を示すものです。

(1) ころ豊かで生きがいあふれる「生涯学習社会」の構築

ア 共に支えあう地域社会づくりの推進

(ア) 現状と課題

21世紀において、市民一人ひとりが生きがいとゆとりを持ち、充実した人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現が求められています。その理由として、学歴社会及び学校間格差の是正、社会の成熟化に伴う学習需要の拡大、社会・経済の変化に対応するための学習の必要性、家庭や地域社会の教育力の再生・向上を図る必要性などが指摘されています。

このような中で、今後の社会変化に対応して、21世紀の鳴門市を創造的で豊かなものにし、市民がそれぞれの能力を十分に発揮しながら、生きがいを持つ社会を築いていくことが必要となります。

生涯学習推進の経緯を考えると、これまではどちらかといえば余暇を活用し、個々人の趣味や教養を高めるためのさまざまな学習機会の提供や場の整備、情報提供などに重点が置かれてきた傾向があり、いわば個々人の資質を高めるためのものにとどまっていたといえます。

しかし、今後社会が変化していく中で、人々が豊かな気持ちで暮らしていくためには、自らの地域社会に目を向け、主体的にかかわることができる人を育むとともに、生涯学習で得た知識や技術を地域社会で積極的に発揮できるシステムを構築することが重要となります。

そこで、市民だれもが生きがいあふれる人生を送ることのできる「生涯学習社会」の実現を図るため、家庭教育、学校教育、社会教育において、多様な学習活動を総合的に推進するとともに、芸術・文化、スポーツ等の振興を図り、生涯学習に資する施策を実施し、関係機関との連携・協力を努めなければなりません。

(イ) 施策の推進方針

a 活力ある地域社会の構築と生涯学習の推進

生涯学習の推進によって、個々人の生き方や生活を向上させるとともに、生涯を通して、いつでも・どこでも・だれでもが自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を職場や地域社会において生かすことができるまちづくりをめざします。

また、市民の自主的・自発的な学習需要に的確に対応していくことで、学習者自身の資質や能力の向上のみならず、社会システムの基盤である人材育成を図り、社会・経済の発展に寄与し、活力ある地域社会の構築に努めます。

b 社会教育の振興と家庭教育の支援

「生涯学習社会」の実現のためには、社会教育が大きな役割を果たすことが重要となります。そこで、人々の自主的・自発的な学習意欲を高めるため、指導者の養成・確保、社会教育施設の整備・充実に努めるとともに、それぞれの社会教育事業を積極的に推進します。

また、家庭教育に関する指導者の確保や学習機会の提供、地域においての子育てを支援するネットワークを形成するなど、家庭教育への積極的な支援を図ります。

c 学校教育と社会教育の連携

子どもたちの健全育成を図るため、自然、人、そして文化とのかかわりをバランス良く体験できるようにするため、学校教育と社会教育の双方の機能を有効に活用して協働する「学社連携」の理念を確立し、その手法を構築していきます。

例えば、開かれた学校づくりや地域社会との結びつきを推進するための、学社連携の組織づくりを図るとともに、具体的な施策を推進する上での人材の養成に努めます。

d 防災教育の推進

地震等の大規模災害が懸念されている中で、各防災機関の活動と地域住民の自主的防災活動が互いに作用しあう体制を確立するため、地域ごとに自主防災体制づくりを進めることが必要です。

そこで、「鳴門市地域防災計画」の自主防災体制の整備計画で示された、自主的な防災組織づくりを生涯学習活動の中に位置づけていきます。

また、関係機関と連携・協力を図りながら、防災訓練等を通じて、消火器具、通報設備等の使用方法及び通報要領等の周知を徹底し、防災思想の普及・啓発と防災意識の高揚を図り、防災教育の推進に努めます。

イ 生涯を通した学習活動の推進

(ア) 現状と課題

a 生涯学習活動

市民が生涯を通して自由に学ぶことのできる生涯学習を推進するため、公民館をはじめ、他の生涯学習関連施設等との連携・協力を図り、市民が充実した人生を送り、自立や社会貢献を図ることのできる取り組みが必要となります。

また、さまざまな学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会をめざし、男女平等の理念等について、学習・啓発を進めていかなければなりません。

b 公民館活動

週休2日制の普及や高齢化等により、余暇の充実が求められるなど、生涯学習活動の拠点である公民館の果たす役割はますます大きくなっています。

本市では、2005年度(平成17年度)に落成した板東公民館をはじめ、大規模公民館9館、小規模公民館5館を拠点として生涯学習の推進に努めています。

さらに、多様化する地域住民のニーズに柔軟に対応するとともに、地域住民の自主的・自発的な活動の促進を図るため、2004年度(平成16年度)から、大規模公民館では各地区自治振興会及びNPO法人に公民館業務の一部を委託し、公民館の弾力的な運用を図り、地域に根ざした活動を展開しています。

しかし、その施設の多くが老朽化しており、地域住民のニーズに十分対応することができない面もあることから、今後さらに、公民館の施設・設備の充実を図るとともに、小規模公民館については、それぞれの役割にふさわしい施設として活用を図る必要があります。

c 青少年の健全育成

娯楽や嗜好の多様化、社会環境などの変化に伴い、青少年を取り巻く教育環境の悪化、家庭や地域社会の教育力の低下等が懸念される中で、青少年の規範意識や道徳心・自律心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。

青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通して人間関係を広め、深める機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが求められています。

本市においては、青少年の健全育成に関する市民の関心が高く、これ

らの市民活力を有効に活用し、その活動を支援するため、学習機会や指導者に関する情報提供、地域の教育施設の有効活用を積極的に推進するとともに、指導者の育成を図ることが今後の課題となっています。

さらに、人権尊重社会の実現とあらゆる差別の解消を担う青少年を育成するため、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進することが重要となります。

(イ) 施策の推進方針

a 学習活動の推進

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な活動を促進し、活力ある人材を育成するとともに、地域の活性化につながるまちづくりに積極的に取り組みます。

また、指導者や社会教育団体の育成・支援を行い、各種学級・講座の充実を図るとともに、「生涯学習まちづくり出前講座」などを利用した、市民による自主的かつ主体的な学習活動の充実・強化に努めます。

さらに、これらの活動を通して人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現をめざし、あらゆる場において人権教育・啓発に努め、差別のない明るい社会を築いていきます。

b 公民館活動の推進

公民館は、地域住民に身近な学習施設として、青少年、成人、高齢者など各層にわたり、多様な学習機会の提供に努めるとともに、自主的な学習活動の積極的な支援を図っていきます。また、学習情報提供・相談機能を充実し、地域の生涯学習に関する情報活動の拠点としての役割を果たしていきます。さらに、他の生涯学習関連施設等との連携、協力を図るための中心的役割を担っていきます。

このように、いつでも・どこでも・だれでもが自由に学べるよう、公民館の多機能化を推進します。

また、地域が公民館を育てるという視点に立って、地域人材を発掘するなど、指導者の育成とボランティア活動の促進に努めます。

c 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年を育成するため、地域社会と一体となって子育て環境を整備し、青少年育成団体の支援や指導者の育成を強化するとともに、子どもたちの居場所づくりや体験活動及び奉仕活動機会の充実に努めます。

さらに、「地域で子どもを育てる」核としての子ども会組織の再編と活性化を図るとともに指導者の育成に努め、地域一体となった活動を促

進めます。

また、家庭・地域の教育力の再生・向上を図るため、家庭教育学級の実施や思春期の子どもを持つ保護者に対する子育ての啓発事業を促進します。

d あらゆる差別の解消を担いうる青少年の育成

基本的人権尊重の精神に基づき、人権意識の向上を図りながら、あらゆる差別の解消を担いうる青少年の育成をめざします。

また、地域に根付いた人権教育・啓発活動を行うため、鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館等において、地域・学校・各種団体・関係機関との緊密な連携のもと、部落差別をはじめとするあらゆる差別解消への取り組みを推進します。

ウ 読書活動の推進

(ア) 現状と課題

2001年(平成13年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、2002年(平成14年)には、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるように環境整備を図ることを基本理念とした、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

これをうけ、本市においても子どもの読書活動の現状を把握し、国の基本的な計画や「徳島県子どもの読書活動推進計画」{2003年(平成15年)11月策定}に基づいて、2005年(平成17年)3月に「鳴門市子どもの読書活動推進計画」を策定し、今後の具体的な取り組みを示すことにより、子どもの読書活動の推進に努めています。

市立図書館では、図書館資料の貸出のほか、「子ども読書の日(4月23日)」に関する取り組み、本の読み聞かせ、おはなしたいむ、展示会、移動図書館による本の貸出や読書相談の巡回サービスなどの読書啓発活動を行っています。また、記録された知的文化財を収集・整理・保存して広く利用者に提供しています。このようにして、市民の教養を高めたり、調査・研究等の活動を支援するため、図書館資料の一層の整備と充実を図り、市民の読書活動を積極的に推進するとともに、各種文化活動を行うなど、図書館活動の推進に努めています。

このようなことから、2005年(平成17年)には登録人数15,628人となるなど、市立図書館の利用者数は年々増加しており、貸出冊数も181,149冊となり、それに伴い蔵書数も188,755冊となっています。

2000年度(平成12年度)から圖書のデータベース化により、コンピュータによる迅速かつ的確な情報の提供を行っています。さらに、高度情報化に対応した図書館機能の充実が求められており、従来からある図書館資料と、新たな電子メディアの情報を閲覧して活用することができる、新しいタイプの図書館(「ハイブリッド図書館」)として充実を図ることが望まれています。

また、2003年度(平成15年度)からは、市内各小・中学校、市立鳴門工業高等学校図書室及び鳴門教育大学児童図書室を結んだ「学校図書館資源共有型ネットワーク事業」を支援し、図書館資料の有効活用^{用語解説参照}に努めています。こうした情報化への対応とともに、今後も^{用語解説参照}レファレンスなどの専門的なサービスを進めることができるように、図書館司書の計画的な配置に努める必要があります。

一方、市民参加の図書館運営を図るため、2003年度(平成15年度)からNPO法人「ふくろうの森」との協働による図書館業務や各種事業を行っており、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図っています。

今後、さらに市民の多様なニーズに対応した図書館運営を進めるため、市民の教養向上や調査・研究などの活動を支援するとともに、図書資料の一層の整備・充実を図ることが望まれます。さらに、利用者からの相談などに対する確に対応できるよう図書に関する知識を一層深め、乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書活動を積極的に推進していくことが必要です。

市立図書館の蔵書・利用状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
蔵書数(冊)	176,749	181,425	187,186	185,514	188,755
登録人数(人)	8,517	10,439	12,226	13,950	15,628
貸出冊数(冊)	122,033	171,409	161,254	177,489	181,149

(イ) 施策の推進方針

a 豊かな人生を育む読書活動の推進

読書活動は、生きる喜びを与えるものであるとともに、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力やコミュニケーション能力を養う上で欠かせないものです。そのため、すべての市民が適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるように関係機関と連携しながら、読書環境を整備していきます。

また、「鳴門市子どもの読書活動推進計画」に基づき、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において、生涯にわたって自主的に読書活動ができるよう支援するとともに、読書に対する関心を高めるよう、読書への働きかけを進めていきます。

b 市民参加による図書館運営の推進

市立図書館は、あらゆる年齢層の市民から寄せられる、「知りたい、学びたい、調べたい、楽しみたい」などの読書活動や文化活動の要請にこたえるため、資料の整備・充実を図り、市民の多様なニーズにこたえられるように努めます。

さらに、「地域の情報センター」としての役割を果たすとともに、レファレンス機能などを充実させるため、図書館司書などの専門職員の充実に努め、市民サービスの向上を図ります。

また、現在のNPO法人等との協働による図書館業務や各種事業を一層充実し、市民の声を反映した図書館運営を進めるとともに、図書の宅配サービスやFAX予約、インターネット等で蔵書検索や予約ができるなど、家庭と図書館を結ぶことなどにより、すべての市民にとって利用しやすい図書館運営を進めます。

c 図書資料及び施設・設備の整備・充実

利用者の多様なニーズにこたえるため、常に利用状況を把握し、バランスの取れた蔵書構成に努めるとともに、移動図書館及び児童閲覧室の図書資料、視聴覚資料の整備・充実に努めます。さらに、展示室やロビー、ショーケース等を活用し、市民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するよう、展示方法や内容等の充実に努めます。

また、コンピュータによる迅速かつ的確な資料の提供を推進するとともに、「学校図書館資源共有型ネットワーク事業」を支援し、市内各小・中学校などへの図書の有効活用を図ります。

さらに、高度情報化に対応した図書館機能の充実に努めるため、従来の書物・書籍、資料などをベースとした図書館と電子図書館としての機能をあわせ持つ「ハイブリッド図書館」の推進に努めます。

エ 生涯スポーツ活動の推進

(ア) 現状と課題

近年、余暇利用による生涯スポーツ活動に対する市民の関心は極めて高く、スポーツに対するニーズが多様化する中、市民は家庭・職場・地域などの小グループや同好会等を組織し、各種のスポーツ活動に積極的に参加し、自己の健康管理と体力づくりに努めています。

一方、本市のスポーツ競技においては、少子・高齢化社会による人口構造の急激な変化に伴い、スポーツ競技人口の減少等により、各競技団体にもその活動に温度差が見られ、競技力の向上が図りにくい状況が生じています。また、学校における各部活動の競技人口にも減少が見られ、一部の部活動において競技活動ができない等の支障をきたしている面も見られます。

さらに、スポーツ活動を支援するための体育施設等は、老朽化が目立ちハード面での環境整備が求められています。

このような状況の中、市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、興味、関心、技術の向上等、目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が、「いつまでも」スポーツを親しむことができる「生涯スポーツ社会」を実現することが求められています。そして、スポーツを「する」のみならず、「みる」「ささえる」ことも含めたスポーツへのかかわり方を考えることも必要となっています。

(イ) 施策の推進方針

a 市民スポーツ活動の推進

スポーツ活動の推進により、健康の保持や体力の向上だけでなく、市民相互の連帯感等の精神的充実や楽しさ、喜びなどを促進し、市民が地域に愛着を感じることなどにより、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成していきます。

また、学校体育から社会体育へとつなげていくことのできるスポーツ活動を推進し、スポーツが生活に溶け込み、「スポーツ文化」として創造されるようスポーツの振興に努めます。

b 「総合型地域スポーツクラブ」の推進

地域住民が主体となり運営するスポーツクラブとして、それぞれの年齢、体力に応じて、専門知識を有した指導者が各種のスポーツメニューを提供するなど、多様な技術・技能が習得でき、また個々の趣味、目的を持ったスポーツ活動にだれもが気軽に参加し、体感できる、「総合型地域スポーツクラブ」の設立、定着をめざします。

c スポーツ施設の整備・充実

体育関連施設の整備・充実を図るとともに、既存施設の有効活用に努めます。

また、市民の多様なニーズに対応するため、学校体育施設等を積極的に開放し、地域におけるスポーツ活動の拠点としての活用を促進するとともに、総合運動場の整備・充実を図り、多目的利用に努めます。

d 各種競技大会・スポーツ教室の充実

鳴門市体育協会加盟団体が実施する競技大会を積極的に支援し、競技レベルの向上を図るとともに、有能な指導者の育成・確保に努めます。

また、スポーツ競技人口の拡大を図るため、各競技団体の指導者及び鳴門市体育指導委員等と連携し、各種スポーツ教室の開催に積極的に取り組むとともに、専門指導員の育成に努めます。

オ 地域文化の創造と文化財の保護・保存と活用

(ア) 現状と課題

a 地域文化

本市には、渦潮に象徴される美しい豊かな自然と四国八十八箇所霊場巡礼で育まれたお接待・もてなしの心、ベートーヴェン「第九交響曲」初演の地であることなど、他に類を見ない個性と重層性のある伝統的な文化が息づいています。

また、本市ゆかりの偉人の業績をたたえる鳥居記念博物館や賀川豊彦記念館、世界初の陶板名画美術館である大塚国際美術館、第一次世界大戦の3年間を本市で過ごしたドイツ兵俘虜と地元住民との交流や暮らしぶりを伝えるドイツ館などの文化施設が数多くあり、歴史・文化の薫るまちであるといえます。

このように、本市の豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた貴重な歴史や文化は、自然や風土の中で生きる上で大切なものとして見出し、受け継いできた成果であり、本市の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであるとともに、将来の文化の発展や特色ある地域文化の形成に大きな役割を果たす、極めて重要なものであるといえます。

そこで、かけがえのない伝統文化を次代に継承発展していくとともに、ふるさとに誇りを持てる子どもを育てるため、中学生によるベートーヴェン「第九交響曲」や小学生による阿波踊りの習得などを進めています。

さらに、学校教育において、芸術・文化活動を感性を育てる教育の大きな柱に据えており、合唱や吹奏楽、演劇などの活動が市民の芸術・文化活動に影響を与え、地域の誇りにもなっています。また、地域の伝統芸能などを題材にした活動も多くの学校で実践されており、地域の芸術・文化活動を活性化することにもつながっています。

このような文化の創造は、「生きる力」を育むことへとつながっており、それぞれの地域の豊かな自然の中で育まれた「いのち」を大切にする感性を基盤として、潤いのある地域文化を創造していくことが求められています。

地域における文化は、生活にゆとりと潤いを与え、心に豊かさをもたらすとともに、そこに住む人々を結び、世代を超えて大切にされ受け継がれてきた営みの証であり、それを次の世代に受け継ぎ、理想を求めて新たな文化を創造していくことは、今に生きる人間にとっての生きがいとなります。

そこで、本市固有の自然の中で育まれた芸術・文化や歴史を市民の誇りとして、さらに未来に継承・発展していくことが必要です。

b 文化財

本市には、国指定文化財7件、県指定文化財13件、市指定文化財50件、国登録有形文化財22件の計92件の指定・登録文化財があります。文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であり、これを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが私たちの務めでもあります。

しかも、人間性の喪失や倫理観の欠如など、人間としてのあり方が問われている今日、文化財を保護・保存し、活用することは重要な意義があると考えます。

そのため、歴史、芸術、学術上価値の高い文化財については、国・県・市町村がそれぞれの段階で指定し、保護に努めており、本市には、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や県指定文化財である、縄文時代の鳴門市森崎の貝塚やドイツ人俘虜が建設したドイツ橋など、地域間の交流が残る史跡もあります。

さらに、全国でも最古級の古墳と確認された古墳時代前期の最初段階に築造された西山谷2号墳や天河別神社古墳群、大代古墳などを含め、前期古墳が広い範囲に集中して築造された地域として注目されています。

一方、戦国期の山城である木津城は、三好時代の城主である篠原自遁の頃の生活の様子や、その後の長宗我部元親が豊臣秀吉の四国征伐に備えて行った、堀の増築や城を改修した痕跡が残されているなど、歴史ロマンを感じさせる文化財でもあります。

そこで、埋蔵文化財に関しては、開発との調和を図り、保存体制を強化することが課題となっており、今後、遺跡地図整備の推進や体制づくりが必要となります。

さらに、これら文化財の価値を保護するとともに活用を図るため、文化財管理体制の充実及び地域が主体となった活用や保存継承を進めることが重要な課題です。

(イ) 施策の推進方針

a 地域文化の創造

人間の理想を実現するための活動から生まれる芸術・文化は、人間の営みの中で教養と密接につながっているということを踏まえて、育んでいくことが大切であり、市民が生涯を通じて身近な場で芸術・文化に接し、地域に根ざした個性豊かな芸術・文化活動が展開できるよう、地域の芸術文化団体や指導者との連携、さらに、地域間の交流の促進を図ります。

また、児童生徒の芸術・文化に対する理解がさらに深まるよう、本物の芸術・文化に触れる機会を多く提供し、学校の文化活動の支援を強化

することで、芸術・文化活動の一層の活性化やさまざまなジャンルで活躍できる人材の育成をめざします。

さらに、開かれた学校の中で、「総合的な学習の時間」等を通して、外部講師の活用を図るとともに、地域の指導者の協力を得ながら、地域と連携した教育活動を推進し、郷土の芸術・文化について学ぶ機会の充実を図ります。

b 文化財の保護・保存と活用

文化財の公開・活用を図るため、図録や地図などの発行により、市内の文化財の周知を行うとともに、図書館などを活用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携の中での活用を図ります。今後は、文化財の性質に応じて多様な公開と活用場の創出をさらに検討していきます。

また、次代の担い手となる子どもたちへの働きかけを積極的に行うため、体験学習などを通じて、先人の文化財保護への努力と理解を深め、文化財に親しむ機会を多く提供し、郷土を愛し思いやることのできる人材を育成します。

さらに、市民の多くが文化財の保護・保存と活用にかかわることのできる取り組みを推進するとともに、文化財保護団体等の育成に努めます。

(2) 共に生きる社会づくりと人権文化の創造

ア 地域に根ざした人権教育・啓発の推進

(ア) 現状と課題

本市では、同和問題の解決を市政の重要課題として位置づけ、「みんなでなくそう部落差別」をスローガンに、これまで各種の教育・啓発活動を推進してきました。

人権教育・啓発の取り組みとして、「鳴門市人権教育推進強調月間」を毎年11月から12月に開催し、「語ろう人権問題 広げよう学習の輪を」をスローガンに、講演会、文化祭、人権展、研修会、作文・標語の募集など、さまざまな取り組みを行っています。

このことにより、身近に行われる人権教育の取り組みへの参加を促進し、さまざまな人権問題を家庭や学校、地域、職場などで話し合う機会の場を多く提供するなど、積極的な啓発活動を推進しています。

学校教育においては、人権を基本に据えた教育の推進を図るため、就学前・小・中・高等学校教育を通して一貫した人権教育を行うとともに、教職員研修の充実を図り、研究体制の充実や教材の系統的な整備と活用を図っています。

また、同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決に向けて、鳴門市人権教育研究大会を毎年開催し、保育所、幼稚園、小・中学校の公開授業(保育)や学校教育・社会教育の分科会研究討議などを行っています。このようにして、学校(園)と地域社会との連携を図り、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決を重要な柱とした人権問題学習の充実に努めています。

社会教育においては、すべての市民が、人権問題の重要な課題としての同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、講演会、研修会を開催するとともに各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業などでの学習活動を推進しています。

また、1988年(昭和63年)から各家庭の玄関に「身元調査おことわり」のステッカーを貼り、結婚や就職など人生の門出を笑顔で迎えるために「しない・させない差別につながる身元調査」運動を推進しています。

さらに、本市と松茂・北島・藍住・板野・上板町が連携して、人権教育・啓発のあり方を共に学び、共に考える場としての「人権地域フォーラム」を毎年開催し、参加者が積極的に発言することのできる参画型研修会に取り組んでいます。

しかし、研修や啓発活動における参加者の広がりの問題や、研修会での学習内容が必ずしも同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決へ向けての具体的な行動に結びついていないという大きな課題が残されています。

また、結婚差別や差別落書きの状況、近年におけるインターネットを使

った差別事象の増加や悪質化に見られるように、依然として根深い差別意識が残されており、同和問題は完全に解決していない現状があります。

同和教育がその長い歩みの中で一貫して主張してきたのは、「部落差別の実態に深く学ぶ」ことでした。これは、「地域に入って地域に学ぶ」の語とあわせて、教師や指導者が地域に入り、人々の声を聞き、その願いを受け止めることの重要性を指摘した言葉でした。また、同和問題を自らの課題とするために、用語解説参照フィールドワークや体験的参加型学習の導入、地域教材の開発、問題解決型学習の導入など、数多くの優れた手法を生み出してきました。

また、差別の不合理さを明らかにすることはもとより、差別意識の背景に潜む因習や固定観念などにも科学的なメスを入れ、知らず知らずのうちに身につけてきた因習的な意識や偏見等に気づく学習を組み立ててきた手法にも誇るべきものがあります。

さらに、学級の中で弱い立場の子どもを中心に据えた仲間づくりを進めてきた手法や、家庭・学校・地域・関係機関等との連携を重視しながら、生活に根ざした身近な課題や地域の文化などを掘り起こしてきた手法も大切にされなければなりません。

そこで、市民一人ひとりが、自分自身と同和問題をはじめとするさまざまな人権問題とのかかわりを自覚し、差別の解消に向けて行動することの必要性を認識すること、すなわち「行動化」「実践化」に結びつくような啓発活動の内容・手法の充実を図らなければなりません。

鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会は、人権問題解決への取り組みを通して市民の人権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実、活発化に努めており、今後もこれらの取り組みを支援し、一層推進していく必要があります。

(イ) 施策の推進方針

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権の意義について学び、人権を尊重することの大切さや人権の共存の重要性について、理性と感性の両面から理解を深めていくことが大切です。

そのために、市民が、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題に対して、正しい理解と認識を深め、差別のない明るいまちづくりを推進することができるよう、パンフレット等の啓発資料の作成や配布、広報等による積極的な啓発活動に努めます。

さらに、社会教育関係の指導者や職員の研修を一層充実し、リーダーの養成に努めるとともに、各種学級・講座、団体・機関、企業等での人権問題学習の促進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充、視聴覚教材や資料

の充実等を図ります。

そして、これまでの研修を見直し、知識の習得に偏りがちな研修ではなく、家庭・学校・地域における日常生活の課題等を具体的に取り上げるなどの創意工夫に努め、魅力ある学習内容の創造・充実に努めます。

また、市民組織である鳴門市人権教育推進協議会や各地区人権教育推進協議会の活性化と実践の支援に努めるとともに、「鳴門市人権教育推進強調月間」「人権地域フォーラム」等のあらゆる機会と場を通して、人権尊重の精神の涵養を図り、各世代や地域の実情に応じた継続的な人権教育・啓発を推進します。

イ 豊かなこころを育む人権教育・啓発の推進

(ア) 現状と課題

さまざまな人権問題の解決を図るため、国においては2002年(平成14年)3月に、県では2004年(平成16年)12月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

本市においても、これまで日本国憲法のもとに保障された基本的人権の尊重をめざし、さまざまな人権問題の解決に向けて取り組んできました。

しかし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しており、近年の社会情勢の変化に伴って、新たな課題が生じています。

このような認識に立ち、2004年(平成16年)10月に「鳴門市人権条例」を制定し、すべての人の基本的人権が尊重される地域社会の実現をめざし、さまざまな取り組みを進めています。

さらに、今後の人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための指針として、国や県において策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨や、2004年(平成16年)2月に示された「徳島県人権教育推進方針」に基づき、より充実した人権教育・啓発に取り組む必要があります。

(イ) 施策の推進方針

a 生涯を通じた人権教育・啓発

市民一人ひとりの発達段階に応じ、家庭・学校・地域社会などのあらゆる機会と場を通して人権教育に取り組むとともに、それぞれが生涯を通して学ぶことのできる人権教育・啓発に努めます。

また、人権の意義やその重要性が確実に身につく、人権問題を直感的にとらえる感性や日々の生活において人権に対する細やかな配慮が、態度や行動に現れるような人権感覚を身につけていく取り組みを推進します。

さらに、他の人と共により良く生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し、義務や責任を果たそうとする意欲や態度、具体的な人権問題に直面した時、それを解決しようとする実践的な行動力等を培う教育・啓発を推進します。

また、私たち一人ひとりが、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員であり、地球という限られた資源の中で生活していることを認識し、世界の平和と環境問題を含めたさまざまな人権課題の解決に向けて取り組んでいく人権教育・啓発を推進します。

b 人権教育・啓発の推進方策

(a) 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校(園)の教育目標の実現をめざした教育活動を展開する中で、幼児・児童生徒が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるように人権教育を推進していきます。

また、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するため、教職員の資質向上に努め、人権に配慮した学習指導や学校運営を推進します。

(b) 社会教育

すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざし、生涯学習振興のための各種施策等を通じて、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権意識の高揚に努める人権教育を推進します。

また、保護者と子どもが共に人権感覚を身につけることができるよう、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備・充実に努めます。

さらに、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

次に、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図ります。さらに、青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を行っていきます。

地域において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及びその資質の向上に努め、社会教育における指導体制の充実を図っていきます。そのための、指導者研修会等の内容、方法については、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図ります。

ウ 個人権課題の解決への取り組みの推進

「徳島県人権教育推進方針」に基づき、本市においての個人権課題の現状と課題を明らかにし、解決に向けた明るい展望を持って、あらゆる場において人権教育に取り組んでいきます。また、いずれの人権課題も同じように重要であり、それぞれにおいて連携を図る取り組みが必要です。そこで、個人権課題において学んだ成果を、他の課題の学習へとつなげていく人権教育を推進していきます。さらに、これまで同和教育で培ってきた成果や手法を最大限に生かし、同和教育をはじめ、さまざまな人権問題の解決をめざした人権教育・啓発を推進していきます。

(ア) 女性

a 現状と課題

1999年(平成11年)6月に、男女共同参画社会の形成の促進を総合かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」{1999年(平成11年)法律第78号}が制定され、2000年(平成12年)12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の形成の促進に関する取り組みがされています。

本市では、2001年(平成13年)3月に「鳴門パートナーシッププラン」を策定し、各人の個性に基づいて、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成することのできる取り組みを進めています。

しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を受けることがあります。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

そこで、男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていくことのできる社会づくりを構築していく必要があります。

b 施策の推進方針

男女平等社会実現のために、家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる機会を通じて、男女平等の教育を推進していきます。そして、社会のあらゆる分野において男女が共同参画することのできる体制づくりを進めていきます。

また、男女が自立した対等なパートナーとして、共に担う家庭生活・

地域社会づくりの推進を図るとともに、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりに努めます。さらに、就労における男女平等の推進と環境整備を図り、男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進に努めます。次に、男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供に努めるとともに、国際交流・国際的活動への女性参画・参加の促進を図っていきます。

このようなさまざまな活動を通して、男女共同参画への意識づくりを図り、男女が共に自立し、お互いに支援することのできる社会づくりをめざしていきます。

(イ) 子ども

a 現状と課題

少子・高齢化、都市化の進行による核家族化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況の中で、子どもの問題行動は、戦後第4の多発期にあるといわれ、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されています。一方で、実親等による子に対する虐待や犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しています。また、児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など、子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。さらには、従来の家庭・学校・地域社会の連帯や協働という要素も次第に失われてきており、子育て不安の増加や、問題行動、いじめ、不登校などが憂慮される状況となっています。

本市では、2002年(平成14年)3月「子どものまち鳴門プラン」を策定し、鳴門市の未来を託する子どもたちのために、子どもの視点で考え、子どもたちの心を大切にし、限りない可能性を温かく伸ばせる地域社会づくりを促進しています。

そこで、家庭や地域社会における子育てや学校における教育のあり方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要です。

b 施策の推進方針

子どもが主役の子どものまちづくりをめざし、真に子どもたちの人権が守られる社会をつくるため、家庭・学校・地域・行政が連携して、子どもがすくすく育つまちづくりを推進します。また、子どもの人権を守るため「児童の権利に関する条約」の理念や内容についての理解を深める教育を進めていきます。さらに、子どもたちがさまざまな活動に、生き生きと自ら進んで参画することができ、子ども同士が支えあうことのできる仲間づくりや子ども会活動の再生、活性化を図ることのできる地

域の支援体制づくりを進めます。

そして、恵まれた自然を生かした活動や、地域の産業や伝統・文化を学ぶ体験学習及び国際的視野を広げる活動、環境を保全する地域美化運動などを通して、「学び」を豊かにする活動を充実します。さらに、ものづくりや冒険活動、三世代交流などのさまざまな文化活動や体験活動を通して、力を合わせることの大切さを学ぶとともに、「遊び」を豊かにする活動を充実します。

(ウ) 高齢者

a 現状と課題

2006年(平成18年)3月現在、本市の65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合は、23.5%となっており、4.2人に1人が高齢者となっています。このような中、少子化や核家族化等により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの家庭が増加するとともに、扶助や介護を必要とする高齢者が増えています。こうした状況を踏まえ、介護サービスや一人暮らしの方や家庭でお世話できない時など、さまざまな状況に応じたサービスを行っています。

また、高齢者の人権尊重の精神の普及高揚を図る啓発活動を行うとともに、スポーツ・娯楽活動や教養講座等を開催し、生きがいと健康づくりのための事業を行っていますが、まだまだ高齢者の豊富な知識や知恵、経験を次の世代へ伝えていく機会が少ない状況があります。

さらに、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、高齢者の社会参加の困難性等さまざまな問題が指摘されており、高齢者が社会の重要な一員として、安心して自立した生活を送ることができる社会を創造していくことが課題となっています。

b 施策の推進方針

高齢者がこれまで果たしてきた役割や功績を踏まえ、高齢者に対する尊敬や感謝の心と高齢者個人の尊厳を守る心を育てるとともに、高齢社会に関する基本的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進します。

そのために、老人ホーム等への訪問や高齢者との交流をはじめ、高齢者が培ってきた知識・経験を生かしたふれあい活動や子どもと保護者を含めた三世代交流など、地域住民の参画によるさまざまな取り組みを地域ぐるみで推進します。

また、高齢者の生きがいあふれる社会づくりを支援していくために、従来の画一的な「高齢者」としてのとらえ方を改めるとともに、高齢者が多様な地域活動に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

(エ) 障害者

a 現状と課題

障害者の福祉に関して、これまでの生活支援という面だけでなく、自立と社会参加を促進するための福祉サービス等に積極的に取り組むとともに、障害者に対する支援体制の整備に努め、利用者の側に立ったきめ細やかな対応を図っています。

しかし、障害のある人々は、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限などによる制度的な障壁、点字や手話サービスの欠如などによる文化・情報面の障壁、障害に対する偏見などの意識上の障壁などにより、差別的扱いや不利益を被るケースが見られ、自立と社会参加が阻まれている状況があります。特に、意識上の障壁には、障害者への偏見や、障害や障害者に対する理解不足が深くかかわっているものと考えられます。

そこで、障害のある人が障害のない人と同様に生活し、共に生き生きと活動できる社会をめざす、用語解説参照 ノーマライゼーションの理念を浸透していくことが重要となります。また、障害のある人の個人としての尊厳を重視し、個々のニーズに合った教育をさらに充実していく必要があります。

b 施策の推進方針

障害や障害者に対する正しい理解と認識を深めるために、障害者との交流やふれあいを通して互いの人権を認め合い、共に生きていこうとする姿勢を育てていきます。また、障害者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を図るため、障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念の普及・定着を図ります。

そのため、学校教育や社会教育において、障害や障害者に対する理解及び社会的支援や、介助・福祉のあり方などに関する理解を深める教育を推進します。あわせて、障害者に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、小・中学校、高等学校や地域における交流活動を推進します。

また、用語解説参照 LD・用語解説参照 ADHD・用語解説参照 高機能自閉症児等への支援のために特別支援教育の充実を図り、一人ひとりの願いや思いに応じた適切な教育を推進します。そのため、教育内容・方法の工夫改善や教職員の指導力の向上を図ります。

さらに、保健・医療・労働・福祉等の関係機関との連携を図り、障害者のニーズに応じたさまざまな支援を行うためのネットワークづくりを推進していきます。

(オ) 同和問題

a 現状と課題

同和問題は、1965年(昭和40年)の「同和对策審議会答申」において指摘されているように、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であるとともに、日本国憲法によってすべての国民に等しく保障された基本的人権が、完全に保障されていないというもっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決を図ることは国の責務であり、国民的課題となっています。

本市においては、「同対審答申」に基づき、1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、国・県及び関係機関と連携しながら各種施策を推進し、同和問題の早期解決に努めてきました。

その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における地域間格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進みました。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとで推進してきました。

しかし、依然として差別意識は根深いものがあり、結婚問題を中心とする差別事象や就職に際しての問題、近年増加している差別落書き、インターネット上での差別表現などの問題があります。また、大学等への進学率をはじめとする教育の問題や、これと密接に関連する不安定就労の問題などにもなお格差が存在しており、同和問題が解決したという状況には至っていません。

そのため、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざして、人権教育・啓発活動をさらに充実する必要があります。

b 施策の推進方針

同和問題解決に向けた今後の人権教育においては、フィールドワークや体験的参加型学習の一層の活用を図るなど、同和教育が培ってきた成果と手法を生かすとともに、学校教育や社会教育全般を通じて、引き続き同和問題の解決に向けた積極的な取り組みを推進していきます。

また、すべての子どもたちの基本的な生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ、自己実現をめざすための進路指導の充実を推進します。さらに、家庭・学校・地域や関係機関等との一層の連携を図る中で、同和問題の解決に向けた系統的で持続的な取り組みを推進していきます。

(カ) アイヌの人々

a 現状と課題

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においても、アイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

そこで、1997年(平成9年)5月に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」{1997年(平成9年)法律第52号}が制定され、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究やアイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されています。

しかし、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの^{用語解説参照}北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別が依然として残っています。そのため、アイヌの人々への偏見や差別の早期解消への取り組みが必要です。

b 施策の推進方針

アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るために、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深める教育を展開します。そして、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現をめざす人権教育・啓発活動を推進します。

とりわけ、学校教育においては、社会科等においてアイヌの人々に関する学習を行っており、さらに、基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進していきます。

(キ) 外国人

a 現状と課題

近年の国際化時代を反映して、外国との人的・物的交流が飛躍的に増大しつつある昨今、県内に在留する外国人の数も急速な勢いで増えており、本県の外国人登録者数は、1996年(平成8年)からの10年間で約3倍に増加し、2005年(平成17年)末で5,818人に達しています。そして、その多くは、中国をはじめとするアジア諸国の人々となっています。また、留学・就労等による一時滞在者のみならず、結婚等により県内に永住す

る人々も増加しています。

本市においても、ビジネスを目的として在住する外国人や、鳴門教育大学で学ぶために留学している外国人留学生も世界の各地から訪れている状況にあり、1996年(平成8年)からの10年間で約3倍に増加しています。

しかし、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など、さまざまな人権問題が社会問題となっており、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在などが挙げられます。さらに、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国、朝鮮人等に対する偏見や差別意識も認められます。

こうした偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の定着、さまざまな人権教育・啓発活動により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられます。

しかし、そうした中にも外国人との相互意識が十分ではなく、新たな摩擦やトラブルが起こるケースも少なくありません。そこで、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って、一人ひとりの人権が尊重される取り組みを推進していくことが必要となります。

鳴門市における外国人登録者数

年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
人数	138	199	188	207	239	260	311	317	338	419	422

資料 鳴門市市民課 注)各年3月31日現在

b 施策の推進方針

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、それを尊重するなど、国際理解に基づいた国際化時代にふさわしい人権意識を育てる人権教育・啓発活動を推進します。

また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導をはじめ、適切な支援を行うとともに、広い視野を持ち、多文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実に努めます。

さらには、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人問題に対しては、その歴史的なつながりや経緯を踏まえ、誤った認識や固定的な観念を払拭していく教育を進めていきます。

(ク) HIV感染者・ハンセン病患者等

a 現状と課題

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。HIV感染症は、感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限りいたずらに感染をおそれる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないのですが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、1953年(昭和28年)に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはありませんでした。

1996年(平成8年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況のもと、2001年(平成13年)5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されましたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られています。

しかし、HIV感染症、ハンセン病ともに医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対するさまざまな人権問題が生じています。

そこで、正しい知識を身につけることにより、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消を図り、感染症に対する理解を深めるための教育・啓発活動に積極的に取り組まなければなりません。

b 施策の推進方針

基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く伝えるとともに、エイズ患者やH I V感染者との共存・共生に関する理解を深める教育を推進します。また、エイズ患者やH I V感染者に対する誤解等から生じる差別意識の解消のために、エイズに関する正しい知識を普及していきます。

また、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じた正しい知識を身につけることにより、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進します。

さらに、ハンセン病についての正しい知識の普及を図るため、ハンセン病に関する啓発資料の整備や各種の広報活動等を行い、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進します。

(ケ) 刑を終えて出所した人

a 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、人々の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人が社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流れ、更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりするケースも少なくありません。

そこで、刑を終えて出所した人のみならず、その家族に対する偏見や差別意識を解消する教育・啓発活動を推進することが大切です。

b 施策の推進方針

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消していく人権教育を進めていきます。そして、刑を終えて出所した人たちの社会復帰に適した社会環境を築いていくことのできる人権教育・啓発活動を推進します。

(コ) 犯罪被害者等

a 現状と課題

犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を

講じることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年(平成12年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、2001年(平成13年)には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が望まれています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活への侵害等を挙げることができます。犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

こうした状況等を踏まえ、マスメディアの自主的な取り組みを喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進しなければなりません。

b 施策の推進方針

マスメディアによる行き過ぎた報道がなされる原因が報道の受けて側にもあることを知り、報道の受けて側の責任や主体性の大切さ、情報モラルについての理解を深める教育を推進していきます。

また、啓発資料等の適切な活用を図り、犯罪被害者等に対する人権侵害があることを学び、犯罪予防に関する指導や研修を実施し、犯罪にあったとき、どのような対応をとれば良いかについての知識の習得を図っていきます。

(サ) インターネットによる人権侵害

a 現状と課題

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷したり、差別を助長する内容等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生しています。

また、個人情報流出することによって個人のプライバシーが侵されている状況が起きており、そのことが新たな人権侵害につながるケース

も出てきています。さらには、携帯電話の普及により、メールや携帯電話用サイトを利用した人権侵害・差別事象が増加しています。

そこで、これらの情報を利用し、活用するのは私たち自身であることを踏まえ、一人ひとりの情報モラルが重要であることを深く認識することが大切です。そして、インターネットをより良いものにし、幅広く活用していくために、正しい利用方法を習得していく必要があります。

b 施策の推進方針

インターネット利用者等が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く市民に対して啓発活動を推進します。

学校においては、情報教育等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響等について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解する教育の充実に努めます。

(シ) さまざまな人権課題

a 現状と課題

私たちの身の回りには、性同一性障害者やホームレスの人々に対する人権侵害、日本人拉致問題など、さまざまな人権問題が存在しています。今後、社会の急速な変化が進む中で、ますます新たな人権問題が発生することが考えられます。

b 施策の推進方針

これらさまざまな人権問題についても、基本的人権尊重の観点に立ち、種々の課題が存在することへの認識を深めるとともに、それぞれの状況に応じて、その解決に資する教育を推進します。

(3) 将来に向かってたくましく生きる子どもの育成

ア 幼稚園、小・中学校教育の充実

(ア) 現状と課題

社会の急激な変化に主体的に対応できる子どもを育成するために、学校教育においては、ゆとりの中で「生きる力」を育む教育を推進しています。そのため、学習指導要領及び徳島県教育委員会・鳴門市教育委員会の指導方針に基づき、地域や学校の実態を踏まえた教育を創造するとともに、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、特色ある学校(園)づくり及び地域に開かれた学校(園)づくりに取り組んでいます。

また、すべての学校(園)で、子どもたち一人ひとりが主体的に学ぶことのできる学校(園)づくりに努めるとともに、人権問題を自分のこととして受けとめ、一人ひとりの人権を尊重し、行動することのできる子どもの育成を図るため、教育活動全体の中で、子どもの発達段階に応じた人権教育を進めています。

本市においては、毎年、鳴門市人権教育研究指定校制度により中学校区を指定し、幼稚園、小・中学校において、さまざまな人権問題について学習するとともに、実践的態度を育成する人権教育を推進しています。

また、2003年度(平成15年度)から、「LD、ADHD等総合推進地域」として、「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受け、特別な教育的支援を必要とする園児、児童生徒への支援体制の整備・充実に努め、2004年度(平成16年度)から県内すべての幼稚園、小・中・高等学校において特別支援教育が実施されています。

次に、生徒指導関係においては、問題行動を起こす個々の児童生徒に着目して的確な対応を行うため、2004年度(平成16年度)に、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」の指定(文部科学省)を受け、学校、教育委員会、関係機関からなるサポートチームを組織し、地域における支援システムづくりを行いました。さらに、教育委員会内に「自立支援教室」を設置し、「あそび・非行型」の不登校児童生徒や学校内で深刻な問題行動を起こす児童生徒に対応し、学校復帰や立ち直りに向けた支援を行うとともに、学校外での支援の場や機能のあり方についての調査研究を行いました。

さらに、「引きこもり型」の不登校児童生徒の対応については、「スクーリング・サポート・ネットワーク事業」の指定(文部科学省)を受け、「適応指導教室(うず潮教室)」において、保護者と教師が緊密な情報交換を行う中で、児童生徒の自己肯定感の育成及び人間関係・社会性・協調性等を育む活動を行うとともに、学校復帰に向けた支援を行っています。

また、2004年度(平成16年度)から3か年計画で、「地域子ども教室推進事業」(文部科学省委託事業)を導入し、学校の空き教室などを活用し、安全

で安心して活動できる居場所(活動拠点)を設け、PTAや青少年・社会教育団体の関係者などを安全管理員・活動指導員として配置し、小学生を対象に放課後や週末及び長期休業日に、スポーツや文化活動などの体験活動や地域住民との交流活動を行っています。

その他、「用語解説参照キャリア教育推進地域指定事業」「豊かな体験活動推進事業」「学力向上支援事業」等の文部科学省指定推進事業や、県指定推進事業の「人権のまちづくり地域教育ネットワーク推進事業」研究指定等を積極的に導入し、多様化・複雑化する教育の諸課題に適切に対応するためのさまざまな取り組みを行っています。

このように、子どもたち一人ひとりが、基礎的・基本的な確かな学力を身につけ、学ぶことの楽しさを知り、個々の個性や能力を育み、社会生活に必要な規範意識を身につけ、思いやりの心や生命を大切に作る心等を育むことのできる教育を推進しています。

今後は、生涯にわたって自ら学び、自らの能力を高め、自己実現をめざし、将来に向かってたくましく生きることのできる子どもを育成する教育を推進するとともに、地域や学校(園)の実態を踏まえた魅力ある教育の創造により一層取り組んでいく必要があります。

a 幼稚園教育

本市の幼稚園は、1906年(明治39年)の精華幼稚園の設立に始まり、市内の小学校すべてに幼稚園を併設し、基本的に4・5歳児を対象とした2年保育を行っています。このような本市の幼稚園教育の特色を生かして、幼児・児童間の日常的な交流や合同行事の実施等を行い、幼児が小学校での生活に期待を持って、円滑に移行できるよう連携・接続を図っています。

これらのことから、幼稚園教育に対する市民の期待や関心は高く、2006年(平成18年)5月1日現在の園児数は、1,070人{公立18園(内1園休園)983人、私立1園87人}であり、就園率は約96%と高い率となっています。

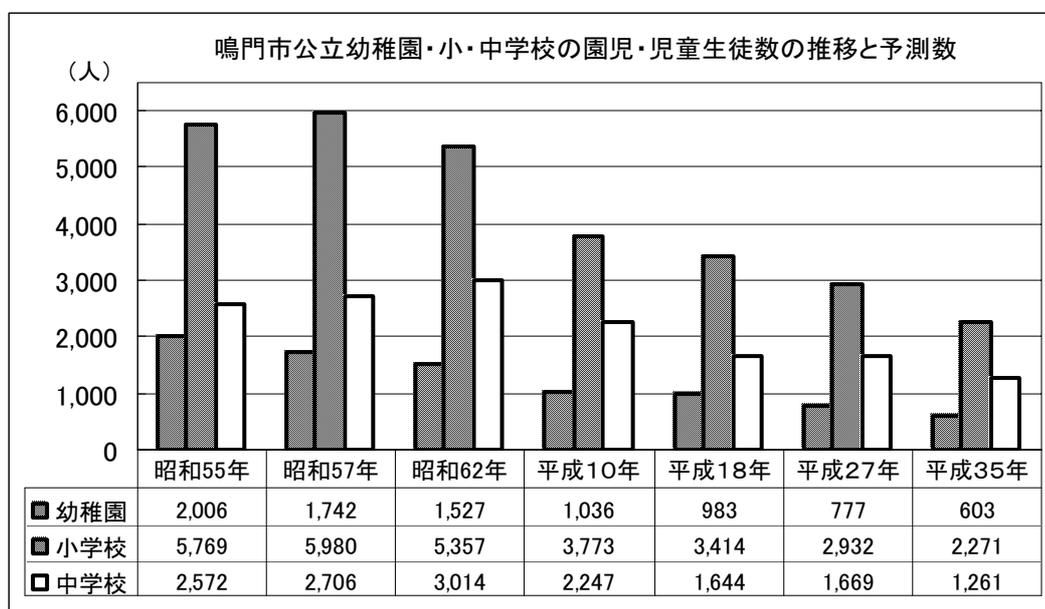
また、県下に先駆けて「降園後、家庭での保育が困難な子どもを預かってほしい」という願いや思いを受け、1982年度(昭和57年度)から本市独自の「預かり保育」を開始し、現在では、11か所の公立幼稚園と1か所の私立幼稚園で行っています。しかも、実施している公立幼稚園では約半数近くの園児が利用している状況にあり、その内4園では、土曜日にも開設するなど、働く保護者を支援しています。このように、これまで幼稚園教育が果たしてきた役割は、非常に大きなものがあります。

しかし、近年の少子化により、本市の公立幼稚園に就園している園児数も大幅に減少し、1980年度(昭和55年度)の2,006人から、2006年度(平

成18年度)には983人となり、50.9%減少しており、今後さらに減少することが予測されています。このように将来、園児数はますます減少し、このことにより、園の小規模化は一層進み、多様な教育活動を展開するうえで支障をきたすなど、幼稚園運営により深刻な課題を投げかけることが懸念されています。

また、昨今のさまざまな社会変化により、子どもたちの育つ環境も大きく変化し、家庭や地域の教育力が低下する中で、幼稚園には、地域の子育て支援機能としての役割が求められています。

そこで、子どもたちの発達段階に応じた教育環境の整備・充実を図るとともに、小学校教育との一層緊密な連携・協力を図り、より質の高い幼稚園教育を保障するという観点から、そのあり方を検討することが求められています。



b 小・中学校教育

本市では、小学校18校、中学校6校1分校を設置しており、2006年(平成18年)5月1日現在の児童数は、3,414人、生徒数は、1,644人となっています。児童生徒数は今後、ピーク時から大幅に減少し、2023年(平成35年)には、児童数2,271人(昭和57年の約62%減)、生徒数1,261人(昭和62年の約58%減)になることが予測されています。

また、学級編制についても、複式学級編制の小学校が増えつつあり、2006年度(平成18年度)現在、国の学級編制基準で複式学級となる学校・学級数は、法的には4小学校9学級となりますが、教頭が担任を受け持ったり、複式解消のための加配教員の配置などにより、3小学校6学級となっています。

こうした、小規模の学校では子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、

人間関係・交友関係が固定化したり、集団活動や部活動においても十分な活動ができにくくなってきているなどの影響が出ていると考えられます。今後、さらに少子化が進んでいくと学校の小規模化は一層進み、多様な教育活動に支障をきたし、学校運営により深刻な課題を抱えるのではないかと懸念しています。

特に、思春期を迎える中学生にあっては、他の生徒や教職員との人間関係の中で交流することや、生徒の個性・能力に応じた多様な授業展開により、「確かな学力」を修得させ、多彩な学校行事や部活動などを通じて、多くの人とかかわる機会を提供することが大切になります。

しかし、現行の学級編制及び教職員定数の標準では、学級数に応じて教職員数が決まるため、学校規模によっては、生徒と教職員が多様なかわりを持つことや、選択教科や部活動の選択肢を増やすことが難しくなります。

このようなことから、活力ある学習活動を展開し、集団の中で豊かな人間関係を育み、充実した学習・指導体制を整えるためには、学校規模の適正化を図ることが望まれます。

さらに、本市の学校施設は築30年を経過している施設・設備が多く、今日では、東南海・南海地震等を想定した耐震化が急務となっており、安全で安心な教育環境の整備を図るため、大規模な改修・改築を行うことが求められています。

一方、多様化・複雑化する教育の諸課題に適切に対応するため、本市では、2学期制の導入や通学区の弾力化、学校敷地内禁煙などを行うとともに、学校ごとに地域の特色を生かし、創意と工夫に満ちた教育活動を展開しています。特にゆとりの中で「生きる力」を育むため、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、主体的に課題を解決していくとともに、人間性豊かな子どもの育成に努めています。

また、総合的な学習の時間などを利用して、体験的学習を取り入れることなどにより、子どもに「生きる力」を身につけさせ、課題解決能力の向上を図るとともに、地域に根ざした伝統文化の創造と発展を促進しています。

さらに、授業の工夫・改善を積極的に図り、子どもたち一人ひとりを大切にした学習指導を行うため、少人数学習や^{用語解説参照}ティーム・ティーチング指導などを導入し、基礎基本を徹底するとともに、個に応じた学習を展開する指導に取り組んでいます。

しかし、21世紀は、国際化・高度情報化などの一層の進展など、急激な社会変化が予想されており、一方では、少子化・核家族化に伴う、家庭・地域社会の教育力及びかかわり合う力の低下が危惧されています。

学校現場においても、いじめや問題行動、不登校や学校不適應など、

克服すべき緊急課題が山積しています。

このような状況の中、21世紀をたくましく生きていくための新しい教育が要請されており、子どもたちが主体的に自らの生き方を創り出していかうとする、「生きる力」を育成する教育が強く求められています。そのためには、学校教育の中で子どもたちに「確かな学力」と「豊かな心」を育てることが重要となります。

そこで、豊かな心と健やかな体を養い、社会性を培う教育活動を展開し、子どもたちの勤労観、職業観の醸成等に総合的に取り組むことが必要です。

また、学校運営に、保護者や地域住民の参画を求め、開かれた学校の推進に努め、学校の自主性・自律性及び自己責任の確立を図るとともに、子どもや保護者の多様な学習ニーズを的確に把握し、それに対応することのできる教育機能の充実を図らなければなりません。

(イ) 施策の推進方針

a 幼稚園、小・中学校教育の共通した推進方針

(a) 人権教育の推進

これまで培ってきた同和教育の成果や手法を生かしながら、「徳島県人権教育推進方針」や2006年(平成18年)1月に文部科学省より示された「人権教育の指導方法等の在り方について[第二次取りまとめ]」などを踏まえ、あらゆる人権問題を解決するため、教育の全領域において自他の人権を尊重し、同和問題を重要な柱とした人権教育を推進します。

そして、人権教育の効果を高めるために、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の推進に努め、学校としての組織的な取り組みをさらに充実するとともに、家庭・地域、幼・小・中・高の各校種間及び関係機関との協力と連携の充実を図り、系統的・継続的な人権教育を推進します。

さらに、幼児、児童生徒の発達段階や実態に即した内容の充実に努めるとともに、自主性を育む活動や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法等の改善・充実に取り組みます。また、さまざまな教育活動の中で人権が損なわれているような状況がないかどうかを点検し、子どもたちがそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にすることを推進していきます。

さらに、教職員が人権尊重の理念の理解・体得を行うために、効果的な教職員の研修等の一層の充実に努めます。

(b) 教育システムの構築

各学校(園)における教育をより効果的に推進するため、各学校(園)間の連携を強め、幼稚園教育から中等教育まで校種間の一貫性を図ります。さらに、それぞれの学校(園)において、市が有する施設・設備・人材等のもとより、地域社会や民間の資源などを活用し、地域ぐるみで学校(園)教育を推進する体制を整備します。

特に、幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備を行い、地域や保護者のニーズにこたえ、時代の変化に対応した教育の推進を図ります。

また、幼稚園教育から学校教育へのより円滑な接続を図るため、子どもに対する共通理解と一貫教育を図るうえから、交流活動などを充実し、なお一層の緊密な連携に努めます。

さらに、家庭や地域のニーズを踏まえ、教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、学校(園)が自主的・自律的に一人ひとりの子どもの状況に応じた特色ある教育活動を展開できるよう、学校(園)運営体制の整備・充実を図ります。

(c) 個性を生かす教育の充実

子ども一人ひとりの適性や能力に応じ、知識や技能を身につけることのできる教育を展開します。

そのため、一人ひとりの子どもに「生きる力」を育むことをめざし、創意工夫をした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力の定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える力の育成を図り、学ぶ楽しさを体験させ、学習意欲を高め、個々の個性を生かす教育の充実に努めます。

また、地域の実態に応じたボランティア活動や国際交流等の体験を通して、与えられた学習から、自ら学ぶことのできる学習の場を数多く提供し、郷土の愛着心を育て、郷土を誇りに感じることのできる子どもの育成をめざします。

(d) 教育内容と教育方法の工夫改善

園児、児童生徒が集団生活を通して、生き生きと学び、自己の存在感や自己実現の喜びを実感し、国際化、情報化等の社会変化に的確に対応できる力を身につけることができるよう、教育内容と教育方法の工夫改善に努めます。

そのため、少人数指導や習熟度別学習、ティーム・ティーチング等、指導方法の工夫に努め、分かる授業を展開することにより、自らが「学

ぶ」ことの楽しさ、大切さを実感し、学力の向上と進路指導の充実を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進を図ります。

さらに、情報化社会に対応できる子どもを育てるため、児童生徒の情報処理能力を育むとともに、情報機器の正しい利用方法の習得に努めます。また、指導にあたる教職員の情報教育の研修や知識・技術の習得に努めることで、社会のニーズに合った教育を展開していきます。

b 幼稚園教育の推進方針

幼児が適切な環境のもとで、幼児期にふさわしい生活を営み、発達に必要な体験を通して、「心身の健康」「人間関係」「身近な環境にかかわる力」「言葉の獲得」「感性と表現」の育成などの、「生きる力」の基礎を身につけることを目標とした教育活動を展開していきます。

また、幼稚園教育を学校教育とのかかわりの中でとらえ、幼児期にふさわしい教育を行う中で、小学校以降の生活や学習の基盤となる教育を推進します。そのために、さまざまな活動を通して、幼児一人ひとりの良さを発揮できるよう、考える力や豊かな心を育み、健康や体力の増進を図ることで、発達段階に応じた教育を推進します。

また、幼稚園には、子育ての悩みや育児相談に応じたり、保護者間のコミュニケーションの促進を図るなど、地域との連携を深め、地域ぐるみの子育て環境づくりの核となることが求められています。そこで、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たせるよう、幼稚園教員の資質の向上と環境の整備に努めます。

以上のことから、本市の幼稚園教育は、次の3点を重要な柱として取り組んでいきます。

**「生きる力」の基礎を培うための教育の推進
保育所、幼稚園、小学校の連携・接続の充実
地域の子育て支援の充実**

(a) 「生きる力」の基礎を培うための教育の推進

教育活動・教育環境の充実

幼稚園教育要領に基づいた教育活動の推進

幼稚園教育は、幼児が適切な環境のもとで幼児期にふさわしい生活を営み、発達に必要な体験を通して、その後の、学校教育での生活や学習するための基盤を養うなどの、「生きる力」の基礎を培うという重要な役割を担っています。そこで、幼稚園教育要領の示す目標及びねらいや内容を十分に踏まえ、子どもの発達段階に応じた教育内容や方法を明らかにし、計画的な教育活動を推進します。

発達段階に即した教育課程の編成

幼稚園教育と小学校教育を円滑に接続していくため、幼児期の発達の特徴を踏まえた教育課程を編成します。特に、問題解決能力の基盤となる「話すこと」「聞くこと」等の内容の充実を取り入れた教育課程の編成を行い、子どもの自制心や規範意識及びコミュニケーション能力を育成するとともに、基本的な生活習慣の自立を図る教

育を推進します。

さらに、小学校入学前後の幼児の教育内容・方法の工夫・改善を図るため、次のようなことを視点として、小学校との接続を図っていきます。

(幼) 道德性の芽生え (小) 道德教育・特別活動

幼児期には、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から他者とかかわり合う生活を通して、自己を抑制しようとする気持ちが芽生え、社会性を身につけていきます。こうした自我の形成と社会性の育ちを小学校の道德教育や特別活動へとつなげていきます。

(幼) 協同的な学び (小) 体験的学習

幼児は、グループでの遊びや活動等さまざまな体験を通して、他者とかかわることの喜びなどの協同性が育つ中で自発性を獲得していきます。また、幼児が互いに協力しながら試行錯誤して物事に取り組むことなどにより、新しいアイデアやルールを生み出し、それをお互いが受け入れることができるようになります。このような協同的な学びを小学校教育での体験的学習へとつなげていきます。

(幼) 学習の芽生え (小) 教科学習

幼児は、豊かな経験を積み重ねることにより、多くの発見や工夫をします。例えば、ごっこ遊びや砂遊び、積木遊び等を通して、図形や数の認識、言語表現、身体のバランスや器用さ等を学んでいきます。こうした幼児の遊び一つひとつを学習の芽生えとして明確にとらえ、幼児の興味関心に基づいた学びを小学校以降の教科学習へとつなげていきます。

教育時間の見直し

幼稚園教育には、幼児の健康を培う活動の積極的な導入や道德性の育成、自然体験・社会体験などを重視した活動の推進及び発達に適したきめ細かな対応や集団とのかかわりの中で自己実現を図るなど、豊かな教育活動を推進していくことが求められています。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている今日、これまで家庭や地域が果たしてきた役割の一端を幼稚園教育が担っていくことが望まれています。さらには、小学校との連携を充実し、小学校以降の学校教育全体の生活や学習の基礎を育てていくことのできる教育の推進等、幼稚園教育が果たさなければならない役割は多様なものがあります。

こうしたことから、幼児に「ゆとり」のある教育時間の中で、「生きる力」の基礎を培い、地域や保護者のニーズにこたえることのできる教育を推進することのできる教育時間を検討する必要があります。

現在の本市の公立幼稚園における教育時間は、食育の観点から、給食の時間も含めて午後1時までとなっています。そこで、すべての公立幼稚園で完全給食を実施しているという本市の特色を生かし、「ゆとり」のある教育時間の中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切な幼児期における教育をより一層充実・発展させるため、幼児や保護者の実状及び地域の実態を考慮し、幼稚園の実情を勘案したうえで、教育時間を延長することとします。

就園期間の検討

国においては、少子・高齢化、核家族化、子どもの学力の低下、青少年の問題行動の低年齢化等のさまざまな課題の解決をめざし、教育改革が進められており、幼稚園教育についても、小学校への望ましい接続のあり方について、就園期間や教育課程の検討等が行われています。

本市の公立幼稚園は、これまで幼・小の連携等を図るため、小学校に併設する形で、4・5歳児を対象とした2年保育を行ってきました。しかも長い歴史の中で、市民意識の中に幼稚園教育が定着し、高い就園率を誇るなど、幼児教育に果たしてきた役割は非常に大きいものがあります。

現在、幼稚園教育は、4歳児では、家庭・保育所等で親しい人間関係を軸にして営まれてきた生活から、幼稚園という集団生活の中で、より広い世界に目を向け、自我や道徳性、学びの芽生えを育むとともに、基本的な生活習慣の自立や人とのかかわる力を身につけていく教育を進めています。

また、5歳児においては、4歳児の時の経験や生活を基に、友達と協力して展開していく遊びや学級集団を中心とした活動を行っています。こうした活動の中で、自分たちの生活をつくっていく多様な経験と活動を展開し、学習の芽生えを育成するなど、生涯にわたる学びと成長を図るように努めています。

このように、2年間の幼稚園教育での豊かな経験を生かして培われた、コミュニケーション能力、思考力、協同性、道徳性等を小学校以降の教育に滑らかにつなげています。

こうしたことにより、小学校への円滑な接続、幼児・児童間、教師間、保護者間の交流、教職員と幼児・保護者の信頼関係の確立、

また、4・5歳児が互いに刺激し、学び合うことで、学び・育ち合うことの重要性、さらに、2か年という長期指導計画のもとで連続性のある生活や遊びに取り組んでいくことなどが可能となります。

つまり、本市が考える望ましい就園期間は、現行の2年間を基本とします。

しかし、幼稚園教育を取り巻く環境の変化や適正規模・適正配置の問題、教育課程の見直し、保育所や認定子ども園とのかかわり、地域の実態、保護者や子どものニーズなどにより、さらに検討することも必要であると考えます。

教育環境の整備・充実

時代の変化に即し、新しい教育内容・方法に対応した環境づくりや子育て支援活動等、弾力的な幼稚園運営が円滑に行えるよう、幼稚園教育の場にふさわしい施設・設備等の整備・充実に努めます。

また、幼稚園として適正な規模を確保することにより、子どもたちが豊かな環境や人とのかかわりの中で創造的な思考力や協同性、道徳性を養い、学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上をめざします。

人権教育の推進

互いの人権を尊重する教育を推進するために、幼児の実態に即した望ましい環境づくりに努め、毎日の生活やさまざまな体験を経験していく中で、幼児一人ひとりの豊かな感性を育て、仲間とともに育ち合うことのできる教育に努めます。

そして、園の中で自分が安心できる居場所があり、自分が必要とされているという自己肯定感を培うとともに、生命の大切さや他者理解等、豊かな人間性を育てる教育を進めます。さらに、教職員自ら、あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くための研修に努めるとともに、幼児一人ひとりの特性を生かしたきめ細かな教育を推進します。

特別支援教育の推進

L D、A D H D、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児への対応については、幼児段階での早期発見・早期支援が重要であることから、幼児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導や支援が必要となります。

そこで、教員の専門性を身につけるための研修に努め、幼児の発達や障害について正しく理解するとともに、幼児一人ひとりの支援の方

法を明確にし、個別の指導計画を作成するなど、教育支援の充実を図ります。

また、幼児の育児や成長・発達について、保護者と連携を図り、保護者が抱えているさまざまな不安や疑問に対して必要な支援を行い、保護者同士の情報交換や体験交流などの機会の充実を図ります。さらに、教育・医療・保健・福祉などが連携し、一体となって取り組むことができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

教職員の資質向上

幼稚園教育は、幼児教育における中核的な役割を担っており、優れた人材を確保し、その資質向上を図ることが極めて重要となります。

そのため、教員の資質向上をめざして次の取り組みを進めます。

幼児教育についての専門性を高めるため、園内研修等の充実に努め、実践的研修の強化に努めるとともに、教員が共に学び合える研修の場を確立します。

教育内容・方法の改善を心掛け、常に自らの資質向上に努めるとともに、情報通信技術等を活用した研修を実施するなど、ライフステージに応じた研修を推進します。

専門性の向上や高度化・多様化するニーズに対応するための資質向上の機会の充実を図ります。

計画的な教員の採用と適正な配置

教員の年齢構成のひずみを是正し、適正な幼稚園教育を推進するため、計画的な教諭の採用と適正な教員の配置に努めるため、次のことに取り組みます。

幼稚園設置基準に即した、適正な教員の配置に努めます。

組織の活性化を図るため、年齢、経験及び性別等を考慮した教員配置と計画的な採用に努めます。

(b) 保育所、幼稚園、小学校の連携・接続の充実

保育所と幼稚園の連携

特性を生かした多様な保育・教育の連携

幼稚園及び保育所における就学前教育は、それぞれの有する教育機能を互いに効果的に発揮し、幼児の自立に向けて、幼児の健やかな成長を支える教育を推進していきます。また、幼児に対する共通理解と一貫教育の上から、互いの教育に対して理解を深めることや、

関係機関が一体となって支援していくことにより、より一層の連携を図っていきます。

さらに、多様化する保育ニーズにこたえとともに、家庭の実情に合わせた教育を選択することができるような幼児教育を推進していきます。そのために、幼児間の交流、教職員間の保育参観・合同の会議や研修会等を通して、地域の幼児における発達の課題や指導方法等の共通理解を深める取り組みを進めていきます。

「幼・保一体化」の検討

多様化する幼児教育・保育のニーズに対し、少子化が急速に進行すると予想される地域等においては、幼稚園や保育所といった既存の枠組みだけでは、柔軟な対応が困難なことが予想されます。こうした状況に適切かつ柔軟に対応することが可能な新たなサービスを提供していくためには、既存の幼稚園や保育所の機能の拡充、組み合わせ、連携の強化等により対応していくことが望まれます。

国は、少子化の進行による子どもの数の減少や子育て支援を視野に入れ、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を2006年(平成18年)10月1日から施行し、幼・保が一体化した施設「認定子ども園」の運営を認めることとしました。このことにより、今後、幼・保の連携強化が一層進められ、幼児教育・保育の充実が図られるものと思われれます。そこで、本市においても乳幼児期の子どもの健やかな成長をより一層推進する観点から、今後、「幼・保一体化」についても検討する必要があります。

幼稚園と小学校の連携

小学校教育への円滑な接続

幼稚園教育は、幼児期にふさわしい教育を通して、小学校以降の生活や学習の基盤を培う教育であるととらえます。そこで、家庭・幼稚園・地域におけるそれぞれの機能が連携することにより、幼児の日々の発達や学びの連続性を確保していきます。

このことから、次のような取り組みにより、小学校教育へのより一層の円滑な接続を図ります。

小学校以降の生活や学習の基盤となる創造的思考力や主体的な態度を養うための、系統性のある教育課程を編成し、それに基づいた指導計画を作成します。

小学校入学前後の接続期の指導方法及びカリキュラムの工夫・改善を図ります。

幼、小の教員の人事交流及び合同研修・活動を実施します。

さらに、小学校との合同保護者会や講演会、PTA活動の交流をなお一層充実します。

小学校との併設

本市においては、小学校すべてに幼稚園が併設されており、園児は小学校入学前から、日常的な交流や連携を行っており、小学生や小学校生活に対し具体的なイメージや親しみを持つことができ、学校の雰囲気や学習の様子などを身近に感じ取っているなど、小学校への円滑な接続が図られています。このことにより、幼児・児童間、教師間、保護者間の連携をスムーズに展開していくとともに、幼稚園教育が基礎となり小学校教育をより充実したものとしています。

そこで、本市の公立幼稚園の配置については、今後も小学校との併設を基本として検討していきます。

(c) 地域の子育て支援の充実

幼児教育の支援

保護者の教育に対する考え方や保育のニーズが多様化する反面で、子育てに悩む保護者が増えています。そこで、幼稚園には、在園児の教育はもちろんのこと、未就園児を持つ保護者の子育てに対する不安や悩みへの対応が望まれています。

そのため、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとしての子育て支援機能や「親と子の育ちの場」としての役割や機能を発揮し、積極的に子育ての支援を行わなければなりません。

「子育て相談」の実施

子育て・幼児教育・幼稚園教育・家庭教育などに関する相談や講演等の「子育てセミナー」を実施し、子育て支援の充実を図ります。

体験活動・サークル活動

入園前の幼児や保護者が、入園前に幼稚園の生活を体験する「未就園児開放事業」を実施し、園の見学や園児と一緒に遊ぶことで、入園への期待を促し、子育ての不安解消に努めます。

また、子育ての同じ「悩み」や「思い」を持つ保護者が、子育てサークルなどでのさまざまな活動を通して親睦を深め、連帯感や仲間意識を持つ中で、子どもたちの健全な育成を図ります。

「預かり保育」による子育て支援

本市の「預かり保育」は、家庭での保育が困難な子どもを対象として、1982年度(昭和57年度)に県下に先駆けて、本市独自の「預かり保育」としてスタートしました。また、平成9年と10年の2か年にわたり、文部省の指定を受け、「預かり保育推進事業」に取り組み、「預かり保育」の成果や課題を明らかにする中で、保育内容の充実に努めてきました。

このように「預かり保育」を利用する子どもの生活や実態を探る中で、子どもへの負担軽減、施設・設備の利用工夫、保護者への啓発、保育担当者の確保など、さまざまな課題を解決しながら、子どもたちが安心できる環境や生活を中心に据えた取り組みを行ってきました。

しかし、「預かり保育」の運営については、保育担当者の勤務体制や施設・設備の整備の問題など、さまざまな課題があります。さらに、働く保護者の増加に伴い、「預かり保育」への希望者が増加している状況などから、今後、「預かり保育」の位置づけや運営のあり方を検討する必要があります。

また、幼稚園教育要領には、「預かり保育」は地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動であると示されていることから、今後は、幼稚園が実施する教育活動であるとしてとらえ、幼稚園が家庭と連携して積極的に子育てを支援していくことをめざします。

さらに、「預かり保育」が、子どもたちの心身のやすらぎの場となるよう「家庭的な雰囲気」の中で保育するため、施設・設備については特段の配慮をするなど、環境の充実に努めます。

そして、「預かり保育」の運営にあたっては、幼稚園教員を主とし、必要に応じて新たな人員を確保するなど、適切な指導体制を確立し、幼稚園教員と「預かり保育」担当者の日常的で緊密な連携を図ります。

将来的には、地域の子育ての支援の充実に図るため、すべての幼稚園で「預かり保育」ができるように努めます。

地域で支える子育て支援

自治振興会や各種団体など、子どもたちを取り巻く地域住民の協力をいただき、子どもたちに安全で安心な居場所づくりの普及・定着を図ります。

また、大学や専門機関等の幼児教育や保育に関する専門的・技術的なアドバイザーやカウンセラー、地域の保育や育児経験者・退職者等の多様な人材の活用を推進し、子育て支援の充実に図ります。

さらに、中学生・高校生等これから親になる世代に対しても、幼児と接する機会や場を設けるなど、育児体験の機会の提供に努めます。

c 小・中学校教育の推進方針

子どもたち一人ひとりの人格形成の基礎を育て、子どもたちが学ぶ楽しさを実感しながら、社会で自立していく基礎となる力を身につけていくことのできる教育を推進していきます。

そのために、子どもたち一人ひとりの個性と能力を尊重し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、意欲的に問題を解決することのできる「生きる力」を育む教育活動を展開します。そして、基本的な生活習慣や社会性を培い、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させる教育や自己実現を支援する教育を推進します。また、一人ひとりの人権が尊重される人権教育に取り組むとともに、善悪の判断などの規範意識や倫理観、公共心や人を思いやる心、さらに子どもたちの健やかな体を育む教育の推進に努めます。そして、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育や国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる教育を推進します。

以上のことから、本市の小・中学校教育は次のことを重要な柱として取り組んでいきます。

一人ひとりの個性と能力を尊重した教育の推進
社会性及び自己肯定感の育成と自己実現を支援する教育の推進
人を愛し、思いやりあふれる心と健やかな体を育む教育の推進
国際性に富んだ、柔軟な思考力の育成をめざす教育の推進

(a) 一人ひとりの個性と能力を尊重した教育の推進

学習意欲の向上と学習習慣の確立

子どもたちの主体的な学びを支援する教育を基本とし、子どもたち一人ひとりの特性や進路希望の多様化等に対応するため、授業の工夫改善を図り、習熟の程度等に応じた集団別の学習や科目の履修幅の拡大など、個に応じた多様な教育を推進します。

また、「読み・書き・計算」などの基礎・基本的な学力の確実な定着を図り、それを活用しながら、自ら学び、考え、行動する力の育成に努めます。

さらに、家庭及び幼稚園・保育所との連携を図り、基本的な生活習慣を確立するとともに、学ぶことや働くこと、生きることの尊さや喜びを実感する教育を推進し、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図ります。

分かる授業をめざした教育方法の工夫と改善

児童生徒の興味・関心に応じた分かりやすく、楽しい授業を行うため、体験学習、問題解決学習、用語解説参照 ディベート、学校図書館の活用等、多

様な学習形態の導入を図ります。

また、複数の教師が協力して指導にあたるティーム・ティーチングや少人数学級の導入等、指導体制の充実とあわせて、個別指導やグループ指導などの指導方法の一層の工夫と改善に努めます。

学習意欲を高める教育評価の導入

一人ひとりの子どもの学習の到達度、学習意欲や態度等を総合的に判断するなど、子どもたちの問題解決能力の向上を図り、個性の伸長に資することができる評価のあり方を検討していきます。

また、子どもたちの視点からの授業評価を取り入れ、子どもたちの実態やニーズを把握し、教員が相互に切磋琢磨する研修体制づくりに努めることで、授業の質の向上を図り、子どもたちの学習意欲を喚起します。

一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援教育の推進

本市では、盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱等の障害のある子どもへの適切な就学を図るため、障害児就学指導委員会を設置し、客観性を重視しつつ、検査、診断、判定を行い、適切な指導を行っています。また、特別支援学級においては、将来、地域社会で自立した生活を営むことができるよう、必要な知識・技能を習得する教育を行っています。

今後は、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育を行います。

そのため、従来の校内の組織や人的、物的資産の活用を見直し、研修の充実やティーム・ティーチング指導、非常勤講師の配置、教育ボランティア制度の導入など、多彩な人材を活用し、特別支援教育の充実を図ります。

(b) 社会性及び自己肯定感の育成と自己実現を支援する教育の推進

信頼感に満ちた生徒指導の充実

家庭・学校・地域社会・関係諸機関との連携を密にし、児童生徒に基本的なモラルなどの倫理観や他者を思いやる心等を育くむことにより、反社会・非社会的問題行動の未然防止や迅速な対応に努めます。

そこで、学校においては、各教科、道徳及び特別活動において、自らが問題行動を制御することのできる意志、自他ともに生命を大切にす態度を育てる指導の徹底により、児童生徒自らの「生きる力」の

育成を図ります。

また、子どもと教師のふれあいを大切に、生徒理解に基づいた、信頼感に満ちた生徒指導を推進するため、全教職員の共通理解のもと生徒指導体制を確立し、指導の充実に努めます。

いじめや不登校問題等の解決への取り組み

いじめは、子どもの健全な成長にとって、悪影響を及ぼす深刻な問題であり、人間としての尊厳を奪う人権問題であることから、常日頃からの人権意識の高揚に努め、いじめを防止するための教育を推進します。さらには、子ども同士及び教師との人間関係を醸成するなど、いじめを起こさない学級経営・学校経営に努めます。

いじめの早期発見に努めるとともに、いじめが起こった場合は、何よりもいじめられている子どもの立場に立った指導を行い、学校全体の問題としてとらえ、教職員一丸となって問題の解決にあたりるとともに、家庭、地域社会等と共同して解決を図る取り組みを進めます。

子どもが、不登校とならないための取り組みとして、自己の存在感を実感し、精神的な充実感を得られる「心の居場所」、社会性を身につける「絆づくりの場」としての魅力ある学校づくりを推進します。

さらに、不登校になった子どもへの対応については、その原因やきっかけはさまざまな要因が考えられることから、関係者が密接な連携を図り、子ども一人ひとりの状態や必要としているニーズを的確に把握し、不登校の原因となる問題の解消に向けて適切な支援を行います。

一人ひとりを大切にする教育相談の推進

子どもの持つさまざまな問題に対し適切な支援を行うため、子どもや保護者が自主的に相談することのできる教育相談を推進します。

そこで、日常の学校生活の中で子ども一人ひとりの変化を見逃すことなく、声かけや定期的な個人面談等を行うなど、予防的教育相談の充実に努めます。

さらに、子どもが集団の中で生活して行くために必要な自己理解、他者理解、コミュニケーションスキルなどを育成する、開発的教育相談の手法を積極的に取り入れ、学校における教育相談の充実に努めます。

能力・適性に応じた進路指導の推進

職業や進路にかかわる体験活動を積極的に取り入れ、勤労の尊さや創造の喜びを体得させ、正しい勤労観や職業観を育成します。

子どもの能力・適性を生かした進路指導を行うため、すべての教職

員の共通理解のもと、進路指導主事、学級担任など全教員が一丸となった進路指導体制を確立します。

そこで、各中学校においては、進路指導に関する全体計画を作成し、個に応じた^{用語解説参照}ガイダンスの充実に努め、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を育成します。

社会人として自立するためのキャリア教育の推進

社会の激しい変化に対応し、主体的に自己の進路を決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけるために、子どもの発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。また、さまざまな課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人として自立していくことができる資質を養います。

そのために、「キャリア教育推進地域指定事業」において実践してきた活動や研究内容を十分に踏まえ、小・中校種間の連続性や一貫性に配慮した指導内容・指導方法の工夫・開発を行うとともに、関係機関等による職場体験活動等を促進していきます。

人生を創造する読書活動の推進

2005年(平成17年)3月に策定した「鳴門市こどもの読書活動推進計画」に基づき、すべての児童生徒が豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うための読書活動を推進していきます。

読書活動は、児童生徒が感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、論理的な思考や豊かな感性を育成し、未知なる世界への興味・関心を高め、主体的に生きる力を育みます。

そこで、児童生徒の読書への興味や関心を高めるため、読書指導の工夫・改善を図り、読書活動を日々の学習に積極的に活用していくとともに、夏休みなど長期休業日においては、学校図書館を地域へ開放するなど、地域の方々の読書活動を積極的に推進します。

さらに、心地よい学校図書館の環境づくりを進め、発達段階やニーズに応じた図書の計画的な購入と蔵書の充実に努めていくとともに、司書教諭などの専門的な知識を持った人材の確保と適正な配置に努めます。

また、「学校図書館資源共有型ネットワーク事業」により、2003年度(平成15年度)から、市内各小・中学校、市立鳴門工業高等学校図書室と鳴門教育大学児童図書室の蔵書の共有化を行い、相互利用が可能となっていることから、これを利用した図書資料の有効活用に努めます。

(c) 人を愛し、思いやりあふれる心と健やかな体を育む教育の推進

一人ひとりが尊重される人権教育の推進

学校の教育目標実現をめざした教育活動を展開し、その中で社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度を確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られる人権教育を推進します。

また、一人ひとりが人間として尊重される教育をめざし、安心して楽しく学べる学習環境の整備に努め、豊かな人間性を育成し、学んだことを行動に結びつける実践力の育成を図ります。

さらに、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて校内研修を計画的・継続的に実施し、教職員の人権意識の高揚に努め、全教職員が各種研修会に積極的に参加するとともに、人権教育の推進者としての自己研鑽に励みます。

そこで、同和教育の成果と手法を踏まえた人権教育を推進し、差別の現実に学び、明るい展望のある人権教育の創造を実践するとともに、地域の実態や特色に応じた積極的な資料収集、教材の開発に努めます。

思いやりあふれる道徳教育の充実

道徳心の育成は、家庭教育が基盤となりますが、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれている今日、学校における道徳教育の果たす役割は、ますます重要となっています。そこで、民主的な社会の習慣や規範の遂行能力と自己のより良い生き方を追求する能力を育成するための道徳教育の充実を図ります。

そのために、子どもたちの発達段階に応じて、基本的な社会のルールや仕組みを具体的に理解させていくとともに、人を思いやる心を育む道徳教育を教育活動全体に位置づけ系統的に行います。

潤いある福祉教育の推進

一人ひとりがお互いに生きる喜びを味わうことができるよう、思いやりの心を育て、社会貢献の意義を認識し、自らがより良い社会の創造に向けて実践する態度を育成します。

また、さまざまな教育活動において、幼児や高齢者などとの触れ合いを取り入れることを通して、思いやりや感謝する心、共に生きる心や態度を育む教育を推進します。

社会貢献と自己を高めるボランティア活動の推進

自然保護や環境問題、福祉、人権、相互扶助などの問題に目を向け、学校においてボランティア活動を積極的に推進します。

また、互いに連携する地域活動など、豊かで体験的な学習の機会を

充実させることで、子どもたちが自他を慈しみ生命を大切にするなど、人間性豊かで健やかに成長できるよう、心と体の健康づくりに努めます。

さらに、知識や理解だけでなく体験することにより、自由な発想やアイデアを創造していくことができるよう取り組みます。

地産地消と食育教育の推進

学校給食や食の学習を通して、食文化や食の安全性、食料や食品生産に至る産業(農業・漁業)に対する理解を深めます。また、生き物や自然と触れ合うことで食や産業、環境の問題を身近に感じ、環境を守ることの意義や健康について考える教育を推進します。

さらに、地域で栽培し収穫されている食材を通して、地域の農水産業や食品と健康に関する理解を深めるとともに、学校給食に地域の産物を使用したり、伝統的な料理を提供することによって、地域の産業や文化・伝統に対する理解と関心を深める取り組みを進めます。

発達段階に応じた、健康・体力づくりの推進

子どもたちが、精神的に安定した日常生活を送り、学力向上のための基礎を確立させるために、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠などの基本的な生活習慣の定着を図るための指導に努めます。

そのために、家庭や地域との連携を密にして、子どもの実態に応じた食に関する指導を行い、食生活の見直しや食事の改善等を通して、子どもの健康保持と増進を図ります。

さらに、子どもの発達段階に応じて、運動・スポーツに親しむ機会を増やし、基礎的な体力の向上に努めるなど、子どもの健全な成長・発達を支援していきます。

地域ぐるみで取り組む安全教育の徹底

学校の安全教育では、交通安全や健康安全に関する指導はもとより、生涯を通して安全で、活力ある生活を送るための基礎を養う教育を展開します。

また、子どもの生活の安全と安心に資するため、保護者・教職員、関係者が連携し、非行防止や犯罪の抑制に努めるなど、安全教育の一層の徹底を図ります。

さらに、学校や地域の実状に応じた危機管理に努めるとともに、学校施設や消防・防災機器などの知識の習得及び災害に対する避難訓練などを通して、非常時に直面した時に、冷静に判断して適切な行動がとれる子どもを育成します。

(d) 国際性に富んだ、柔軟な思考力の育成をめざす教育の推進

国際社会で活躍することのできる人材の育成

日本や世界の文化、伝統に触れる機会の充実を図り、郷土の歴史を学び、郷土に対する愛着や誇りを育むとともに、多様な芸術や文化に対する理解を深める国際理解教育を推進します。

また、将来、我が国の産業・経済・文化などの各分野の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、コミュニケーション能力をはじめ、独創性や創業意欲などを育む教育を推進します。

情報化社会への対応とモラルを育む教育の推進

各種の情報を多角的・多面的にとらえ、適正に判断する力や適切に選択することのできる力を育成するために、発達段階に応じた情報教育を系統的・体系的に計画・実践します。

また、国際的な情報社会に対応するための基礎的な情報活用能力を養う教育を推進します。さらに、プライバシー保護や著作権に対する正しい認識等、情報モラルを育成し、有害情報に惑わされることなく、情報を自らが取捨選択し、社会的なルールやマナーを尊重し、情報発信ができる能力の育成にも努めます。

人・地球にやさしい環境教育の推進

地球規模での自然環境の保全に対して、人間としての責任と役割を理解し、環境保護に参加する態度及び環境問題解決能力を育成するために、子どもたちの発達段階に応じて、教育活動全体に環境教育を位置づけ実践します。

具体的には、身近な自然に親しみ、自然の偉大さや不思議さを知る学習を展開するとともに、環境美化活動の推進に努めます。例えば、環境教育としてのゴミの減量化及びリサイクルのため、給食残滓の^{用語解説参照}EM容器・^{用語解説参照}ボカシ等を利用した堆肥化を進めていきます。

イ 高等学校教育の充実

(ア) 鳴門市立鳴門工業高等学校の現状

a 現状と課題

鳴門市立鳴門工業高等学校(以下「市立工業高校」という。)は、科学技術の進展と工業立国を担う中堅技術者の養成、また、本市中学生の進学先の確保という大きな意義と役割を担って、1963年(昭和38年)に鳴門市立の工業専門高校として開校しました。以来40年以上が経過し、8,000名余の卒業生を輩出し、県内はもとより県外の産業界等で幅広く活躍しています。

この間、近年の工業技術者等に求められている役割や能力の変化、生徒や保護者の多様化したニーズに対応するため、科別の募集から類・コース制に改め、工業類として一括募集し、入学後に生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな進路指導を行うとともに、大学進学に対応できる教育課程を編成するなど、工業教育の充実に取り組んできました。このことにより、市立工業高校が「市民の高校」として親しまれ、これまで果たしてきた役割と功績は大であり、その存在価値は大きなものがあります。

しかし、少子化による生徒数の減少、生徒や保護者の進路に対するニーズ、急激に変化するさまざまな社会情勢や県の高校教育改革の動向等の中で、鳴門地域における、将来の望ましい高校教育のあり方を模索しなければならなくなりました。

b 県立高校の再編統合と市立工業高校とのかかわり

本市においては、県の高校教育改革における高校再編の動きや、さまざまな状況を見極める中で、市立工業高校の今後のあり方を検討するとともに、将来の鳴門地域における望ましい高校教育を模索し、市立工業高校と県立高校との再編統合を図ることが望ましいとの結論に至り、2004年(平成16年)10月22日付で、鳴門市長及び鳴門市教育委員会教育長名で、徳島県知事及び徳島県教育委員会教育長に「鳴門市立鳴門工業高等学校と県立高校の再編統合についての要望書」を提出しました。

(イ) 鳴門地域における高等学校教育の将来像

現在、鳴門地域には、全日制の公立高校 3 校、定時制の公立高校 1 校、私立高校 1 校があります。

県においては、豊かな心を育み、生涯にわたる「学び」を実現する教育の創造を目標とする「徳島県教育振興基本構想」に基づき、2002年度(平成14年度)に「県高校教育改革推進計画」が策定され、「生徒たちが誇りを持って通える学校づくり」をめざし、高校教育改革が進行しています。2006年(平成18年)3月の「全県的な高校再編方針」により、中・長期的な視点から示された、鳴門地域における将来の全日制の公立高校数は、3校から2校になることが示されています。

具体的には、普通科教育については、鳴門高校で、職業教育等については、鳴門第一高校と市立工業高校で再編統合される高校が担い、再編統合される高校には、地元から要望のあったスポーツや健康に関する専門教育を行う体育科などの新学科の設置も含め、特色ある学校づくりを進めていくことが望ましいと示されています。

これらのことから、本市においては、県に提出している「市立工業高校と県立高校の再編統合についての要望書」の内容の実現が図られ、すべての生徒が誇りを持って生き生きとした高校生活を送ることのできる学校づくりをめざし、鳴門地域における再編統合がすみやかに実現されるよう県と協調していきたいと考えます。

ウ 学校(園)の自主性・自律性の確立

(ア) 現状と課題

教育委員会は、学校(園)の設置者である地方公共団体の執行機関として、その管理運営に関する責任を有しています。また学校(園)は、法令に基づき資格を有する教師等によって教育活動を展開する専門的教育機関であり、その具体的、日常的な運営の責任は、校(園)長が負っているところです。

また、本市では、学校(園)が保護者や地域住民の意向を把握、反映するため、市内すべての幼稚園、小・中学校、市立工業高校に学校(園)評議員制度を導入しています。しかし、さらに透明性の高い、開かれた学校(園)経営が求められており、保護者や地域社会に学校(園)運営や教育活動について説明責任を果たすための、学校(園)評価システムの導入も必要となっています。

このようなことから、学校(園)教育には家庭・学校(園)及び地域社会の協働と市民の教育参加を積極的に進め、市民感覚をより重視した教育行政を展開することが求められています。そのため、学校(園)運営に関して、教育委員会と校(園)長との間における裁量権と責任の明確化を図り、学校(園)の自主性・自律性の確立に努めなければなりません。

本来、学校(園)は、子どもたちが安心して、伸び伸び学べる学習環境が整っていることが不可欠であり、さまざまな教育課題が生じる今日の学校(園)においては、校(園)長を中心とした全教職員が一丸となり、創意工夫をしながら、学校(園)の組織的な教育活動充実に向けての取り組みが重要となります。

しかし、教職員は、会議や煩雑な事務処理等に追われ、教材研究や教材づくりなどに取り組む時間が十分でない状況があります。さらに、いじめ、不登校、問題行動等、教育現場の抱えるさまざまな課題や学校(園)及び教師に対する過度の期待、多忙な業務等により、多くのストレスや不安を抱えた中で子どもたちに接しています。

そこで、教職員の悩み等に対する相談体制の充実に努めるとともに、教職員一人ひとりが学校(園)運営に積極的に参画し、さまざまな教育活動に取り組むことができるような組織体制の充実が必要となっています。

(イ) 施策の推進方針

a 開かれた学校(園)づくりの推進

地域に開かれた学校(園)づくりを推進するため、学校(園)運営の透明性を確保し、保護者や地域住民の意向を把握し、それを反映した教育活動に努めます。

さらに、学校(園)の教育活動への地域活力の導入・活用を図るととも

に、PTA活動への積極的な参画を進め、保護者・地域住民と教職員が、子どもの教育について、より頻繁に意見を交換する機会の充実に努めます。

b 学校(園)評議員制度の充実

市内すべての幼稚園、小・中学校に導入している、学校(園)評議員制度のあり方を検討し、実効性のある制度に再構築します。

c 学校(園)評価システムの導入

各学校(園)は、園児、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等について自己点検・自己評価を行います。さらに、学校(園)運営に関して学校(園)評議員をはじめ、保護者や地域住民の評価を考慮し、その結果や評価の中から見られる課題を明らかにし、学校(園)運営や教育活動の改善を進め、教育の質を年ごとに高めるよう、学校(園)評価のシステムの導入を図ります。

また、その評価・改善の過程を保護者や地域社会に説明することで、説明責任を果たし、開かれた学校(園)づくりに努めます。

d 教職員の資質・能力の向上と相談体制の充実

子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師の養成・確保に努めます。そのため、研修制度や研修内容の充実に努めるとともに、能力開発型人事考課制度を導入し、教職員の能力開発・人材育成を図り、教職員組織の活性化に努めます。

また、教職員が、伸び伸びと自己の力を発揮できるような職場環境づくりを図り、さまざまな問題に一人で悩むことのないよう、教職員のメンタルヘルスへの支援を行います。

エ 教育制度の充実

(ア) 現状と課題

我が国における現行の義務教育制度は、一部の特例を除いて「6・3制」を基本としており、一人ひとりの国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成をめざしたものであり、すべての国民に地域格差なく一定水準以上の教育を保障するものです。

そのため、本市においても、変化の激しいこれからの社会で生きていくために必要な基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろん、生涯にわたって学ぶ意欲や表現力など、実生活において必要な「確かな学力」や「豊かな心」を育む教育を展開しているところです。また、子どもたち一人ひとりが、楽しく、よく学び、健やかに学校での生活を送ることができるよう、地域や学校の実態を踏まえた教育の創造に取り組んでいます。

このような中、本市においては、2003年度(平成15年度)に県内の学校(園)に先駆けて2学期制を試行的に導入し、2005年度(平成17年度)から、すべての幼稚園、小・中学校で実施することにしました。このことにより、授業時数の確保に努めるとともに、長期間を見通した「ゆとり」の中で学習を推進しています。

さらに、2学期制をより充実したものにするため、学校(園)行事の見直しや長期休業日の有効的な活用方法、また、適切な評価のあり方等の検討を行っていくことが課題となっています。

また、本市では「学校教育法施行令」に則り、それぞれの学校(園)ごとに通学区域を設定し、就学(園)する学校(園)を指定する「学区制」を採用しています。しかし、今日の幼児・児童生徒数の減少による部活動の維持やいじめ等の生徒指導上の理由から、子どもや保護者の指定学校(園)以外の学校(園)に通学(園)したいという要望が出されるようになり、検討を重ねた結果、2004年(平成16年)4月からの新生を対象に、一定の事由のある場合に限り、隣接する学校(園)への通学区の弾力化を行っています。

しかし、指定学校(園)以外の学校(園)で学びたい園児・児童生徒が増えてくると、規模の小さな学校(園)においてはますます小規模化が進むことが懸念されるため、今後における通学区のあり方についてさらに検討していくことが求められています。

(イ) 施策の推進方針

a 2学期制の導入

2学期制の実施により、長期休業日が学期の中に組み込まれることとなり、学期が長くなることで、継続した学習やまとまりのある学習を行うことが可能となりました。しかし、2学期制に対する適正な評価を行い、問題点や今後の課題を明らかにし、その仕組みや内容について改善

していく必要があります。今後、さまざまな課題解決に向けて、2学期制推進委員会を活用するなど、これまで以上に創意工夫した教育活動のあり方を研究し、2学期制が充実したものとなるような取り組みを進めていきます。

b 通学区のあり方

子どもたちが楽しく学び、心豊かな学校(園)生活を送ることができるよう、子どもや保護者のニーズに合わせた通学区のあり方について、検討し、本市の実状に合った通学区を設定します。

オ 学校(園)の適正規模・適正配置の推進

(ア) 現状と課題

現在の中学校6校、小学校18校体制は、1968年(昭和43年)から、また、幼稚園の18園体制は、1975年(昭和50年)から運営されており、これまでの間、少子化による子どもの数の減少をはじめとする、さまざまな社会変化や教育環境の変化などに対応するため、創意工夫を凝らした学校(園)運営を行ってきました。しかし、近年の急激な教育環境の変化により、これまでの体制では、より質の高い教育を提供することが難しくなってきました。

特に、少子・高齢化という人口構造の大きな変化は、我が国の社会の仕組みに大きな影響を与えています。本市においても、少子化による子どもの数の減少は著しく、一部の幼稚園、小・中学校では小規模化により、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少しています。そのために、人間関係・交友関係が固定化したり、集団活動や部活動も成立しにくいなど、多様な教育活動に支障をきたし、学校(園)運営に深刻な課題を抱えている現状があります。

しかも、本市の園児、児童生徒数は、将来の子どもの人口推計からも今後さらに減少が進むことが予測されています。

このような状況の中で、学校(園)教育においては、21世紀を担う子どもを育成するために、将来にわたって主体的に「生きる力」を培う教育を推進しなければなりません。そこで、子ども一人ひとりの個性を生かし、個に応じた多様な教育によりきめ細かな指導を行い、基礎学力の向上や豊かな心の育成を図るための教育が必要となります。そのために、個別指導やグループ別指導、習熟の程度に応じた指導、チーム・ティーチングによる指導など、指導方法や指導体制の一層の工夫改善が望まれます。

また、子どもたちが多様な人間関係を通して社会性を培い、自主性・自律性を養うために重要な役割を果たすことが期待されており、特に人間関係が縮小しがちな今日においては、互いが切磋琢磨し、豊かな人間関係の中で社会性を培っていくことのできる環境づくりが求められています。

このようなことから、さまざまな学習指導のあり方や子どもの発達段階に応じた生活形態を考慮する中で、子どもたちの学校(園)生活を豊かなものとするための望ましい学校(園)のあり方を検討していく必要があります。

(イ) 施策の推進方針

子どもたちは、成長過程において、それぞれの発達段階に応じた役割を果たしながら、学校(園)生活全体を通して、豊かな心、健やかな体、確かな学力等の「生きる力」を体得していきます。そのため、学校(園)の生活

集団としての学級や学年、また学校(園)の規模は、子どもたちの育成という面から考え、重要な役割を果たすこととなります。

そこで、少子化の進行による子どもの数の減少や教育環境の変化、学校(園)教育の中・長期的なあり方などの状況を踏まえた上で、本市における教育の質を高めるという視点に立ち、学校(園)の適正規模・適正配置を推進します。

a 適正規模

学級編制については、現在の国の学級編制の標準では、幼稚園35人、小・中学校40人(ただし、徳島県においては、国の学級編制の基準の弾力的取り扱いに基づいた、「いきいき学校生活支援プラン」により、小学校1・2年生については、35人)としています。

また、学校の規模については、「学校教育法施行規則」第十七条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と定められています。さらに、中学校においても、同法規則第五十五条の準用規定により、小学校と同様となっています。

そこで、本市にとって望ましい学級編制や学校(園)規模については、これらを参考にするとともに、個に応じたきめ細やかな教育を展開し、教師と園児、児童生徒との好ましい人間関係を築くことができる学級編制を検討することが課題となっています。

また、子どもたちが豊かな人間関係の中で、共に学びながら、多様な学びを通して成長していくことのできる環境づくりを行うための、望ましい学校(園)規模についても検討していく必要があります。

以上のことから、本市にとって望ましいと考える学校(園)の適正規模の推進にあたっては、次のような考え方が大切になると考えます。

一人ひとりの個性を伸ばすための多様な学習活動を実践できる学級編制
学級編制基準の引き下げや複数学級の確保をめざす

子どもの人間関係づくりを支援するとともに教師と子どもの好ましい人間関係を築き、多様な学びを享受していくための学習・生活集団の確保
各学年複数学級を有する学校(園)規模が望ましい

より質の高い教育を提供していくことのできる、将来にわたって均衡ある教育環境の整備・充実

(a) 適正規模からみた本市の学校(園)数

適正規模の考え方に立ち、本計画の最終年次である2015年度(平成27年度)の園児、児童生徒数の推計を基に、総合的に判断すると、本市の考える望ましい学校(園)数は、次のようになります。

小学校、幼稚園 8 ~ 13校(園)

中学校 3 ~ 5校

今後さらに、本市の地理的条件や地域性、通学(園)距離などの適正配置に関連する諸要件を考慮し、学校(園)の適正規模・適正配置を推進していきたいと考えます。

なお、幼稚園については、なお一層の幼・小の連携・接続を図る観点から、従来どおり、小学校に併設することを基本とします。

b 適正配置

本市の自然、歴史、文化、産業など地域の特性や生活実態等を十分に勘案し、次のような考え方により適正配置を推進していきます。

(a) 地理的条件と地域性を考慮した配置

本市は、7つの町からなり、東西19.25 km、南北13.52 km、面積135.46 km²、人口64,131人(平成18年3月31日現在)であり、北東部沿岸を中心とした漁業地域と西南部を中心とした農業地域、並びに中央部の市街地域に分かれ、四国の東玄関口でもあり、豊かな自然は、瀬戸内海国立公園に指定され、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地であるなど、観光のまちでもあります。

このように古くからの多様な文化や産業、生活様式の中で、6つの中学校と18の幼稚園・小学校が設置され、それぞれの地域や人々と深くかかわりながら育まれてきました。

そのため、学校(園)の適正配置の検討にあたっては、地理的条件と地域の歴史や文化等を考慮するとともに家庭や地域との連携を図るために、地域社会との関係を考慮した配置に努めます。

(b) 通学(園)の安全性と距離を考慮した配置

通学距離について、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」には、「小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内が適当である。」とあります。つまり、小・中学生の場合、通学方法を徒歩と考え、このような規定となったものと考えます。

このことを勘案しながら、通学(園)距離の検討にあたっては、本市の地勢・気象・交通等の諸条件を考慮するとともに、実情に即した通学(園)方法を考えなければなりません。

そこで、適正な通学(園)距離については、園児、児童生徒の健康の保持や安全の確保はもちろん、保護者の負担軽減、家庭や地域との連携、さらには、園児、児童生徒の過大な負担とならないような補助手段(スクールバス、路線バスの活用等)を考慮した配置に努めます。

(c) 既存施設の有効活用を考慮した配置

学校(園)は、建物面積、園児、児童生徒の生活環境にふさわしい建築構造、校(園)地面積、運動場の広さなどの学校(園)施設面や学校(園)の立地場所の騒音や自然環境、安全面にかかわる周辺環境に配慮することが必要です。

特に今日においては、校(園)舎や施設・設備の老朽化、東南海・南海地震等の耐震化に鑑み、子どもたちが安全で安心して学習することのできる教育環境の整備・充実を図ることが緊急の課題となっています。

そこで、学校(園)の適正配置を推進するにあたっては、新たに校(園)地に適する大規模用地を確保することも場合によっては必要があると考えますが、財政状況等を考慮し、原則として既存の校(園)地と学校(園)施設を有効活用することとし、学校(園)施設・設備の整備・充実を図っていきます。

(d) 地域住民との結びつきを考慮した配置

学校(園)は地域が育て、地域とともに発展し、子どもは地域が育ててきたという歴史があります。また、学校(園)施設は地域活動のさまざまな拠点であり、地域住民の心の拠り所でもあります。

特に、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもある、小・中学校が、従来から果たしてきた役割や使命等を考えると、さまざまな面において地域社会との深いかかわりがあります。このようなことから、学校が地域住民の生涯学習の地域施設として、「地域に開かれた学校」として地域社会の核となることが求められています。

そこで、地域の自然や歴史、文化や産業、さらには地域の生活環境や条件、生活実態などを考慮するとともに、家庭や地域との多様な結びつきを考慮した配置に努めます。

(4) 教育環境の整備・充実

ア 教育行政の充実

(ア) 現状と課題

我が国の教育は、国による基本的な枠組みや財政的保障のもとで、都道府県や市町村が実施主体となり、教育委員会は、教育行政の執行機関として重要な役割を果たしてきました。

そのため、現行の地方教育行政制度は、教育委員会が中核的な役割を担い、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、首長から独立した合議制の機関として設置され、当該公共団体の設置する学校の管理運営にあたるとともに、生涯学習、社会教育、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野における事務の執行を行っています。

このような教育委員会制度のもとに、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られ、各地域における生涯学習をはじめとするさまざまな活動が進展してきたところです。

しかし、近年、子どもたちの学力の低下や学校における凶悪犯罪の発生など、教育に対する社会の要望や少子化の急速な進行、市町村合併などの社会構造の変化等により、2004年(平成16年)3月4日文部科学大臣から「地方分権時代における教育委員会の在り方」が諮問されるなど、地方教育行政の担い手としての教育委員会の活性化が大きな課題となっています。

こうしたことから、教育委員会は他の行政分野との連携を図り、政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、市長部局との権限や役割分担の明確化を図りながら、地域に根ざした教育を推進していかなくてはなりません。

また、教育委員会の定める教育の方針・計画を、より有効的に実践することのできる、専門的知識を持った職員の適正な配置に努め、教育委員会組織の充実・強化に努めることが大切となります。

さらに、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりを支援していくために、教育委員会がリーダーシップを発揮し、保護者・学校・地域住民・市長部局との連携を強化することが求められています。

(イ) 施策の推進方針

三位一体改革により地方分権が進む中、国をはじめ関係諸団体と緊密な連携を図り、理解と支援を求めながら、住民が主役の、より地域に根ざした教育行政を推進します。

そのため、教育委員が地域住民等と直接意見交換を行う場を設けたり、教育モニターや教育アドバイザー等の活用、教育に関する相談窓口等の設置等に努めます。

また、地域住民の多様なニーズにこたえて充実した教育行政を展開する

ために、教育委員会の指導主事や社会教育主事等の専門的職員の配置等の充実に努めます。

さらに、学校(園)が主体的に教育活動を行い、自主的な学校(園)運営が行えるよう、教育委員会規則の改善や予算配分の工夫などを一層進め、校(園)長の裁量権を拡大するとともに、特色ある教育活動が展開できるよう一層の支援をします。

また、学校(園)が処理する事務・業務の見直しや調査等を精選し、学校(園)の負担軽減に努めます。

教職員の異動にあたっては、教職員組織の充実に努め、学校(園)の活性化を図るとともに、有能な人材を確保することができるよう、県教育委員会に対して適正な人事異動を強く要望します。

イ 学校給食の充実と食育の推進

(ア) 学校給食の現状と課題及び食育の推進

a 学校給食の現状と課題

本市の学校給食は、1954年(昭和29年)6月の「学校給食法」が制定される以前の、1947年(昭和22年)6月から小学校全校(12校)を対象に副食(缶詰、脱脂粉乳)で始まり、1951年(昭和26年)2月から完全給食が行われるようになりました。そして、昭和の高度成長期を経て、子どもたちの身体の発達と成長に大きく貢献してきました。

現在では、市内すべての公立の幼稚園、小・中学校において6,000食を超える完全給食を実施し、共同調理方式(センター調理方式)と単独調理方式(自校調理方式)の両方を採用し、運営しています。自校調理方式を採用している学校は、13幼稚園及び14小学校と5中学校であり、ウエット方式(ウエットシステム)により調理しています。

一方、2002年(平成14年)3月に移転改築した大麻学校給食センターにおいては、大麻中学校区の4幼稚園及び4小学校と1中学校に学校給食を提供しています。

このセンターは、1996年(平成8年)5月に発生した0-157の事件を契機として、安全で安心な学校給食を提供するために、ドライ方式(ドライシステム)を採用し、衛生管理を徹底させるため、各作業ごとに区分けされ、エアーシャワーや最新の設備を導入するなど、さまざまな衛生管理のための工夫がされています。さらに、調理から出る生ゴミや給食後の残滓の処理を行うための大型処理機を設置し、リサイクルして学校の花壇の堆肥として活用するなど、環境教育の面でもその役割を果たしています。

2003年(平成15年)3月に文部科学省より「学校給食衛生管理の基準」が改訂され、今後の施設整備においては、ウエットシステムからドライシステムへの移行が示されました。また、既存のウエットシステムにおいても、ドライシステムへ移行するまでの間、ドライ運用を図ることとされています。施設・設備の国の補助制度については、ドライシステムの整備にかかわるものに限られたところであり、安全で安心できる給食設備の整備が急務となってきました。

しかし、市内のすべての学校給食施設を、より安全性の高いドライシステムに転換するには、多額の費用と相当な時間を要する状況にあります。

こうした給食施設・設備の整備への課題に加え、少子化の進行による子どもの数の減少や財政状況を踏まえた正規調理員の配置と人件費の問題、臨時調理員の人材確保の問題、さらに、アレルギーを持つ子どもの増加に伴う除去食等への対応など、さまざまな課題を抱えています。

b 食育の推進

近年、子どもたちの食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しており、カルシウム不足、脂肪の過剰摂取など偏った栄養摂取による肥満等の生活習慣病の増加など、食に起因する新たな健康課題が生じています。

国では、食の安全に対する関心の高まりや食習慣の乱れが社会問題化していることを受け、国民の食に対する関心や知識を高めることを目的として、2005年(平成17年)7月に「食育基本法」が施行され、家庭、地域、生産者等が一体となって食の安全と食育の推進に取り組んでいます。

こうしたことから、本市においても、2005年度(平成17年度)に文部科学省の委嘱を受け、第一小学校をモデル校に「学校を中心とした食育推進事業」に取り組み、学校と保護者、生産者、地域の方々等とが連携し、食育の推進を図ってきました。こうしたことを生かし、今後も、各幼稚園、小・中学校において、子どもの健康づくり、人格づくりをねらいとした食育の推進を図っていく必要があります。

(イ) 施策の推進方針

これまで学校給食が果たしてきた意義や役割に鑑み、本市においては、今後も、幼稚園、小・中学校の完全学校給食を実施することを基本とし、園児、児童生徒に、新鮮な食材でバランスの取れた栄養豊かで、衛生的かつ安全で安心な給食を提供し、健康の増進、体力の向上を図るとともに、将来にわたって、より質の高い学校給食の提供に努めます。

しかし、望ましい学校給食を提供する上では多くの課題があり、その課題を早期に解決し、将来も安全で安定的な完全学校給食を提供していくためには、市内全体の学校給食をセンター調理方式で実施する方法を採用することを基本とすることが望まれます。そして、学校給食の実施体制や運営方法等を検討するとともに、主食を提供している財団法人鳴門市学校給食会とも連携、協議しながら、将来の学校給食のあり方について総合的に検討します。

また、園児、児童生徒の健康増進・人格形成の観点から、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけさせることができるよう、家庭や地域と連携した食育の推進に努めます。

a 食の安全性等の確保

将来にわたって安全で安定した学校給食を実施していくため、文部科学省から示された学校給食衛生管理の基準に沿って、早期にウエットシステムからドライシステムへの転換を図り、学校栄養職員や調理員等による食材の厳選や検収を強化するとともに、地元食材を活用した、より安全性の高い学校給食をめざします。

b 安価で安定した学校給食の提供

新鮮で安価な食材の購入をめざし、食材の共同購入を検討するとともに、鳴門市学校給食会と連携をとり、安価で安定した学校給食の提供を図ります。

c アレルギー問題や生活習慣病等への取り組み

年々増加傾向にある園児、児童生徒のアレルギーへの対応を検討するため、アレルギー検討委員会(仮称)等を設置し、将来的な取り組みを研究します。

また、学校給食を通じて、生活習慣病等の予防や対策に、家庭・学校・関係機関が連携した取り組みを推進します。

d 地産地消と食育の推進

地産地消の観点から、地域の特産物の活用や郷土食の献立の導入など、地域の特色を生かした学校給食を実施します。

今後、さらに学校教育の中で、食の大切さを学び、学校給食や総合学習、家庭科実習等を通じて食育の推進に努めるとともに、地域と一体となって食文化の伝承や健全な食生活の実現を図るため、広く保護者や地域の方々に、食育等に関する情報提供や啓発を推進します。

ウ 教育支援体制の整備・充実

学校教育の充実と振興のためには、さまざまな機関や組織の支援・協力が必要です。そのため、教育委員会内においては、教育研究所と青少年センターを設置しており、今後一層の教育支援機能の整備・充実を図ります。

また、学校以外の教育機関においても、市民の自主的な活動を支援するとともに、大学や地域の教育力を活用した教育支援を推進します。

(ア) 現状と課題

a 教育研究所

教育研究所においては、本市教育の実態に即した研究や研修活動を推進するとともに、広く教育に関する情報収集・提供に努めています。また、「情報教育推進事業」や「外国青年招致事業」を活用し、高度情報通信ネットワーク社会や国際化社会に対応する教育の推進に努めています。

さらに、不登校の児童生徒の相談に応じたり、適応指導教室を設置するなど、児童生徒の個性を生かした望ましい成長・発達への支援を行っています。

現在、児童生徒の学力の向上や生きる力の育成が一層求められており、そのためには、指導技術の工夫改善や教育機器の活用に関する研究を積極的に推進し、成果の共有化を図るなど、よく分かる授業を実現していくための支援をより充実させていく必要があります。また、学校や保護者からの児童生徒の不登校問題の相談に積極的に応じ、その支援を継続的に行うことのできる体制づくりの充実に努めなければなりません。これらの教育現場への支援を充実したものとするために、教育機器の整備・充実、有能な指導者の育成、支援体制づくりなどが課題となります。

b 青少年センター

青少年センターにおいては、子どもたちが、安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するために、地域安全ネットワークの構築を図るとともに、青少年の非行防止、更正指導並びに環境浄化等に努めています。

また、学校・地域や関係団体との情報の共有化や計画的な巡回を行うとともに、街頭補導の充実を図り、問題行動防止に努めています。さらに、反社会的問題行動を起こす児童生徒への支援として、荒れた生活からの立ち直りと学校復帰をめざす「自立支援教室」等の取り組みを行っています。

今後、青少年の健全育成を図るために、関係諸機関等の連携により計画的、組織的な補導活動を一層推進する必要があります。また、反社会的問題行動の事前防止や多くの悩みを持った子どもたちへの支援を図るための相談活動を充実していかななくてはなりません。そこで、補導支援

体制の整備・充実を図るとともに、カウンセリングマインドを備えた指導者の育成に努める必要があります。

c 地域社会との連携と教育支援

公民館、図書館等の社会教育施設、体育・スポーツ施設、文化施設などの学校以外の教育機関において、市民の自主的・自発的な活動を奨励・支援するとともに、地域社会との連携を図り、活力に満ちた地域づくり・地域振興に努めています。

さらに、地域社会との連携や地域振興に積極的に関与することができるよう、生涯学習を核とした取り組みの推進、大学や民間の団体・事業者等との連携を充実していく必要があります。

また、さまざまな悩みや課題を抱えている子どもや学校を支援するため、地域の人材や大学の教育力の活用を図るとともに、教育ボランティア制度の導入などを検討する必要があります。

(イ) 施策の推進方針

教育研究所、青少年センターにおける教育支援機能の充実を図るために、継続的支援を行うことのできる体制づくりや専門的知識・技術を持った専任スタッフの育成・充実に努めます。

また、地域社会との連携を深め、地域の人材や教材を積極的に活用することで、地域の教育力を学校経営に生かすとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

さらに、学校のさまざまな課題に対する支援を行うため、教育ボランティア制度の導入を検討します。

a 教育研究所

(a) 教育の情報化の推進

市教育委員会と市内各学校の教職員及び鳴門教育大学情報教育研究会からなる「鳴門市教育用コンピュータ活用推進協議会」による情報教育に関する研究や研修を一層促進します。

市内または県内・県外の学校とのインターネットを活用した交流学習等の機会を提供する等、インターネットや校内用語解説参照LANを活用した学習のあり方などを調査研究するとともに、用語解説参照ICTを活用した教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。

インターネットやネットワーク利用における情報モラルやセキュリティについての教育の推進に努めます。

教育の情報化に対応した情報教育機器の整備・充実に努め、より一層の情報教育の推進を図ります。

(b) 教職員研修及び教育研究の推進

教職員が研修に専念できる環境の整備を行うとともに、ライフステージに合わせて受講することのできる研修体制及び内容の充実に努めます。

学校現場のニーズにこたえることのできる教育内容や指導方法についての調査・研究を推進します。

(c) 外国青年招致事業の活用

「英語が使える日本人育成のための戦略構想」に沿って、国際社会で活躍する人材の育成が求められています。本市においても、使える英語教育を行うことができる環境づくりとして、1991年度(平成3年度)から「AET(英語指導助手)活用事業」を実施し、英語教育の推進を図ってきました。さらに、2005年度(平成17年度)には、小学校専属のAETとして新たに1名を配置しています。

今後は、AET活用による中学校及び市立工業高校における英語教育のより一層の充実と小学校専属AETの活用による小学校の国際理解教育及び英語活動の充実に努めます。

AETを通して、さまざまな国の歴史や文化、生活習慣などを理解する国際理解教育を進めていきます。

(d) 視聴覚ライブラリー事業の活性化

視聴覚機器及びライブラリー資料等を充実し、貸し出し事業の活性化を図り、学校教育の充実に資するよう努めます。

地域に根ざした文化・芸術等の視聴覚教材を充実させ、郷土を愛し、国際的な視野を持った子どもの育成を図ります。

(e) 適応指導教室(うず潮教室)の充実

学校に行きたくても行けない状態の児童生徒に、学校に在籍しながら通える居場所としての教室であり、子どもの意志と状態に合った自主活動やグループ活動を通して、学校生活に適応できる力を育て、自立と学校復帰を支援します。

b 青少年センター

(a) 安全確保対策の推進

各中学校区ごとに、補導員連絡協議会を組織し、地域ごとに防犯・補導活動の充実を図ります。また、関係諸機関との連携を密にし、計画的・組織的な防犯・補導活動に努め、子どもの安全対策への取り組みを強化します。

鳴門警察署と教育委員会との連携による、各校(園)での「誘拐防止教室」「不審者進入時対応訓練」等を実施します。

保護者・学校・地域及び関係機関が不審者情報の共有化を図り、事件や事故等の未然防止に努めます。また、通学路等の危険箇所を示した「安全マップ」を配布し、子どもの安全確保に努めます。

(b) 補導活動の充実

関係機関との連携を図り、地域の実態やこれまでの補導実績を考慮し、効率的な補導活動を推進します。

問題のある児童生徒については、学校や関係機関と連携して事後の適正な継続指導に努め、児童生徒の生活の確立と学校復帰を支援します。

(c) 有害環境浄化活動の推進

青少年への有害図書等回収のための白いポスト設置等による青少年の有害環境浄化活動に努めます。

(d) 広報・相談活動の充実

青少年センターの活動報告「みちびき」やセンターだより「ハマボウ」等を通して、非行防止や健全育成の広報活動を積極的に推進します。

「うずっ子ダイヤル」(フリーアクセス相談電話)の活用促進のための啓発活動を行い、子どもの悩みに対応できる体制づくりに努めます。

(e) 用語解説参照 スクールガードの実施

登下校時の子どもの安全対策として、地域のボランティアの方々によるスクールガードを市内すべての小学校区で組織し、細やかな巡視を実施します。

c 地域社会との連携と教育支援

(a) 教育ボランティア制度の導入

各学校が地域の特色を生かし、豊かで多様な教育を行っていくためには、教科指導、道徳教育、特別活動、部活動などの教育活動に、保護者、地域におけるスポーツ指導者や伝統文化継承者、さらに企業等の専門家などの地域住民の協力を得ることが必要となります。

そこで、学校現場の多様な教育活動を支援するために、教育ボランティア制度を導入し、子どもたち一人ひとりの多様な能力に対応した、きめ細やかな指導による質の高い教育を推進します。

(b) 地域社会との連携

学校と地域とのつながりを強化し、地域の教育力を学校経営に生かした取り組みを推進していきます。

家庭訪問や地区懇談会、地域ぐるみの学校行事、PTA活動の活性化など学校と地域の人々との交流をさらに活発化し、地域と学校の連携を深める中で、家庭や地域の教育力を高めていきます。

(c) 地域人材・教材の活用

「総合的な学習の時間」の中に積極的に地域教材を取り入れるとともに、用語解説参照 インターンシップやボランティア活動など、校外活動の充実を図ります。

病院や施設、老人ホームや地域の団体などとの交流活動や地域の自然環境とのかかわりを大切にする取り組みを進めます。

エ 大学連携の推進

(ア) 現状と課題

本市は、2000年(平成12年)に鳴門教育大学と「相互協力関係の充実強化に関する意向書」を締結し、さまざまな分野で連携協力を図っています。

さらに、2002年度(平成14年度)には、「鳴門市教育委員会と鳴門教育大学との連携強化の覚書」を交わし、教育委員会と鳴門教育大学との連携を強化しました。

また、県内には、徳島大学、四国大学、徳島文理大学等が、さらに、四国内、近畿圏等、比較的近距离に数多くの大学があり、さまざまな専門分野の課程があるなど、教育内容も豊かで恵まれた環境にあります。

そこで今後は、これらの恵まれた環境を生かし、各学校、地域がそれぞれの特色を生かした連携が図れるよう模索することが課題となります。

a 鳴門教育大学と学校(園)の連携の現状

市内の小・中学校で、鳴門教育大学の学生が行う教育実習を受け入れています。

市内の幼稚園、小・中学校で、教員をめざす学生や教員採用試験に合格した学生を対象としたフレンドシップ事業、インターンシップ事業や部活動支援ボランティア派遣事業、1日体験学習など、学生が教師になるための実践体験の場を提供しています。

講演、専門的活動、授業実践、指導方法の助言など、大学による教育支援講師アドバイザー事業を活用しています。

市内の幼稚園、小・中学校の教員が教員養成実地指導講師としてかわることなどにより、教員自らの資質向上が図られています。

地域の子どもたちの体験活動の場として、大学の教育機能や施設を活用しています。

コンピュータの教育利用をテーマとして、市内の学校や教育委員会が大学の研究会と相互に連携・協力して「鳴門市教育用コンピュータ活用推進協議会」を設置し、教育実践研究を行い、ICT教育を推進しています。

各学校図書館や市立図書館と大学の図書館とのネットワーク化を図り、図書相互検索や相互貸し借りなどの共同利用システムを活用しています。

鳴門教育大学の留学生を各学校に招き、国際理解教育や国際交流活動を進めています。

(イ) 施策の推進方針

子ども一人ひとりを大切に、興味・関心に応じたきめ細やかな教育の推進を図るため、鳴門教育大学をはじめとする各大学の専門的な教育力を活用し、園や学校の特色ある学習活動を積極的に支援していきます。

また、行政のさまざまな分野において、大学とのより緊密な相互協力関係を築くことにより、地域のニーズに合った連携活動を進めます。さらに、本市の教育及び教職員養成にかかわる諸問題への対応や教職員の資質向上を図るため、連携・協力して実践的な研究及び活動を推進します。

a 幼稚園、小・中学校、高等学校との大学連携

(a) 子ども一人ひとりのニーズに合った教育活動を支援するため、大学生を学習サポーターやメンタルサポーターとして受け入れていきます。

(b) 教職員の指導力の向上や本市教育の向上をめざして、積極的な共同研究を働きかけます。

(c) 外国人留学生との交流を通して、多文化理解に努め、国際理解についての教育を一層充実していきます。

b 地域との大学連携

(a) 地域生活に密着した青少年育成活動や環境浄化活動など、地域活動に積極的に参加するように働きかけていきます。

(b) 市内の1次産業(農業・漁業等)をはじめ、製造業及び流通やサービス業に携わる企業と連携し、起業家教育やインターンシップ等の推進を図ります。

(c) 民間企業や自治体との連携による産・学・官の連携により、大学の研究機能やサービス機能を地域社会に生かします。

c 社会教育における大学連携

- (a) 大学からの講師派遣や施設開放などにより、国際理解・文化・歴史・教育などの研修機会の充実に努めます。

- (b) 地域に根ざした生涯学習の取り組み等について、大学と連携を図ることにより、望ましい生涯学習社会のあり方を求めています。

d 教育委員会との大学連携

- (a) 教育研究資源の活用と地域文化向上のため、各種の審議会委員、研修会講師、ワークショップやフォーラムのコーディネーターなどに大学教員の参画を促進します。

- (b) 大学の存在を身近に感じ、市民への高度な生涯学習機会の提供を図るため、「生涯学習まちづくり出前講座」に大学の新たな講座の開設を積極的に要請します。

- (c) 本市におけるさまざまな文化遺産や歴史資料などにより、郷土の文化の大切さを子どもたちに教えるとともに、地域文化向上のための共同研究を推進します。

オ 安全で安心な教育環境の整備・充実

(ア) 現状と課題

本市の学校は、1873年(明治6年)2月の撫養小学校の創設に始まり、以来、統廃合と校舎の改築・増築を繰り返しながら、現在の施設数、幼稚園18園33棟、小学校18校174棟、中学校6校58棟に至っています。

しかし、本市の施設は、昭和の建築ラッシュである1965年(昭和40年)代から1975年(昭和50年)代に建築された建物が全体の79.2%にも及び、今日では老朽化が進むとともに、耐震化に向けた建築や整備が急務となっています。

そこで、2004年度(平成16年度)から学校校舎や屋内運動場の耐震化優先度調査を3か年計画で実施するとともに、設備面においても、子どもたちが安全で安心できる改築等の学校施設の整備を図り、良好な教育環境を構築しなければなりません。

また、学校(園)の施設は、子どもたちが安心して学び、生活できる場であることが必要です。しかし、使用されている製品や品物の中には、有害な化学物質が含まれているものもあり、アスベスト被害やホルムアルデヒド用語解説参照等によるシックハウス症候群用語解説参照の問題等、子どもたちの健康を害することや不審者等の侵入による犯罪が社会問題化しています。

アスベスト問題への対応については、2005年(平成17年)にアスベストによる健康被害が指摘され、早急に対応が求められました。

そこで、市教育委員会では、所管する学校(園)、図書館、公民館、体育施設など、すべての教育施設(71施設341棟)のアスベスト調査を実施し、設計図書等による書類調査、目視等による現場調査を行い、必要に応じて専門機関による成分分析調査や空気中のアスベスト浮遊量調査を行いました。

その調査の結果、1中学校3小学校の体育館と幼稚園園舎にアスベストが建材の中に含まれていることが判明し、施設の使用禁止措置を取るとともに、それぞれ除去工事等を実施し、2006年(平成18年)6月にアスベスト対策工事を完了しました。

(イ) 施策の推進方針

a 学校(園)施設の整備・充実

施設の整備、設備の充実にあたっては、学校(園)の適正規模・適正配置の検討を踏まえながら、老朽化施設への対応や危機管理、環境と衛生等に対応した整備を図り、子どもたちが安全で安心して学習できる教育環境の整備・充実を計画的に推進していきます。

特に、近い将来発生することが予測されている東南海・南海地震等に対応するための地震対策については、耐震化優先度調査後、「耐震化推

進計画」を立て、それに基づき耐震診断又は耐力度調査を行い、早急に対応を必要とする施設から優先的に改築や耐震補強等の手立てを講じていきます。

b 学校(園)の防犯対策

不審者対策事業として、順次、門扉・フェンス等の整備を行なうとともに、防犯ブザー・インターホン等の設置・整備を計画的に実施します。

c 健康・安全面への対応

学校や園生活において、保護者との連携を密にし、子どもの健康状態や衛生面に留意するとともに、化学物質等についての正しい知識を身につけ、正しく対処できるように努めます。

また、施設・設備の保守・点検とともに、遊具や器具等についても子どもたちが安心して使用することのできるよう、細やかな点検・整備に努めます。

資料 用語解説

ADHD (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)【 22 ページ】

「注意欠陥/多動性障害」のことで、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすもの。

EM容器 【 51 ページ】

生ごみを、有用微生物(EM菌)を用いて発酵させ、できたものを土に埋めて堆肥化させるもの。

ICT (Information and Communication Technology) 【 68 ページ】

インターネットなどの情報通信技術を表す言葉。ほぼ同じ意味のIT (Information Technology) の「情報」に加えて、「コミュニケーション」を具体的に表現している点に特徴がある。

LAN (Local Area Network) 【 68 ページ】

比較的狭い範囲で、複数のコンピューターなどを回線で接続するネットワークの形態。

LD (Learning Disabilities) 【 22 ページ】

「学習障害」のことで、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさすもの。

NPO法人 (Non Profit Organization) 【 3 ページ】

特定非営利活動を行うことを主目的とし、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人。保健・医療・福祉・まちづくり・環境保全など17分野のいずれかを主な活動の目的とする。

インターンシップ 【 71 ページ】

学生・生徒などが在学中に事業所や企業などにおいて、自分の専攻や進路に応じて行う就業体験。

ウエット方式 【 64 ページ】

ワンフロアで作業を行い、調理室のどこでも水が流せるシステム。そのため、常に床がぬれた状態になっており、雑菌や細菌が繁殖するおそれがある。

ガイダンス 【 48 ページ】

児童生徒に対して、生活に適応し、その個性・可能性を最大限に発揮できるように導く教育活動。

キャリア教育 【 31 ページ】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

高機能自閉症 【 22 ページ】

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

シックハウス症候群 【75ページ】

建物の高気密化や、化学物質を多く含む建材等の使用により、室内が化学物質によって空気汚染され、居住者に「目・のどの痛み」「頭痛・めまい」など多種多様な症状がでる。未解明な部分も多く、さまざまな複合要因が考えられることから「症候群」と呼ばれている。

スクールガード 【70ページ】

地域住民が、下校時間に合わせて通学路等の巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う、学校安全ボランティア。

ティーム・ティーチング 【33ページ】

1つの学級を複数の教師で指導を行うことで、「協同的な指導」ともいわれる。

ディベート 【45ページ】

あるテーマについて、肯定側と否定側に分かれて行う討議。

ドライ方式 【64ページ】

作業を各フロアーに分け、作業中に水を床に落とさないようにし、雑菌や細菌の増殖を防ぐシステム。調理場を乾燥した状態にすることにより、衛生的な環境で調理できる。

ノーマライゼーション 【22ページ】

あらゆる人々が分け隔てなく、共に暮らし、共に生きていけることが当たり前の社会であるという考え方。

フィールドワーク 【15ページ】

実際にテーマに即した場所を訪れ、聞き取り・アンケート調査・資料の採集などを行い、文献からでは確認できない、現地ならではの成果を求めるもの。

ボカシ 【51ページ】

油かすや米ぬかなどの天然の肥料を発酵させて作る肥料。生ごみにボカシを混ぜて堆肥化し、野菜や花の肥料として使うことができ、リサイクルにつながる。

北海道ウタリ福祉対策 【24ページ】

北海道が、1974年度(昭和49年度)からアイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図ることを目的に、4次にわたり実施してきた対策。{2001年度(平成13年度)終了} ウタリ(アイヌ語)とは、人、人民、同胞、親族の意味。

ホルムアルデヒド 【75ページ】

接着材、防腐剤、塗料などの成分であり、建材に広く用いられている。建材から空気中に放出されることがあり、低濃度でも人体に悪い影響を及ぼす。「シックハウス症候群」の原因物質のうちの一つ。

レファレンス 【6ページ】

児童生徒の調べ学習や、住民の生涯学習における質問や学習相談に応じて、図書館がいろいろな情報源から情報を抽出して提供するサービス機能。